

相模原市新斎場整備基本計画(素案)

令和8年8月

相模原市

－ 目 次 －

第1章. 新斎場整備の基本方針	1
1 計画の目的	1
2 検討の経緯	1
3 計画の位置付け	2
4 市における葬送行為の現状	3
5 新斎場のコンセプト・基本方針	4
6 新斎場の部門構成	6
第2章. 既存斎場の概要	7
1 敷地・施設の概要	7
2 火葬予約枠数及び火葬タイムスケジュール	9
3 火葬件数の推移	10
4 月別火葬件数実績	11
5 時間帯別利用率	12
6 「火葬待ち日数」の状況	13
7 既存斎場における課題の整理	14
第3章. 火葬需要予測と火葬予約枠数	15
1 市人口動態	15
2 火葬需要予測	16
3 火葬予約枠数	18
4 火葬炉数及び火葬タイムテーブル	20
第4章. 予定地の概要	22
1 予定地決定の経緯	22
2 予定地の現況	23
3 予定地の概要	24
4 関連道路及び土砂災害対策施設の検討状況	25
第5章. 施設・設備計画	26
1 新斎場の部門別構想・規模	26
2 配置・動線	31
3 建築計画	33
4 構造計画	35
5 設備計画	36
6 火葬炉設備計画	38
7 インフラ設備計画	43
第6章. 土地利用計画	44
1 環境緑地計画	44
2 ゾーニング	45
3 土地利用計画図	46
第7章. 造成・基盤整備計画	47
1 基本的な考え方	47
2 造成・整地の方針	47
第8章. 基本計画図等	48
1 配置図	48
2 新斎場のイメージ	49

第9章. 環境保全計画	51
1 新斎場整備による周辺環境への影響	51
2 環境保全目標値.....	52
第10章. 防災・避難計画.....	54
1 災害対策.....	54
2 安全確保.....	54
3 土砂災害対策施設の管理	54
4 連携体制.....	54
第11章. 運営計画	55
1 新斎場における業務内容	55
2 斎場予約システム	55
3 将来的な大規模改修.....	55
4 冬期対策.....	55
5 害獣・害虫対策	55
第12章. 事業スキーム.....	56
第13章. 概算事業費.....	57
第14章. 事業スケジュール	57

巻末資料

第1章. 新斎場整備の基本方針

1 計画の目的

火葬場は、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能を絶えず安定的に維持していく必要があります。

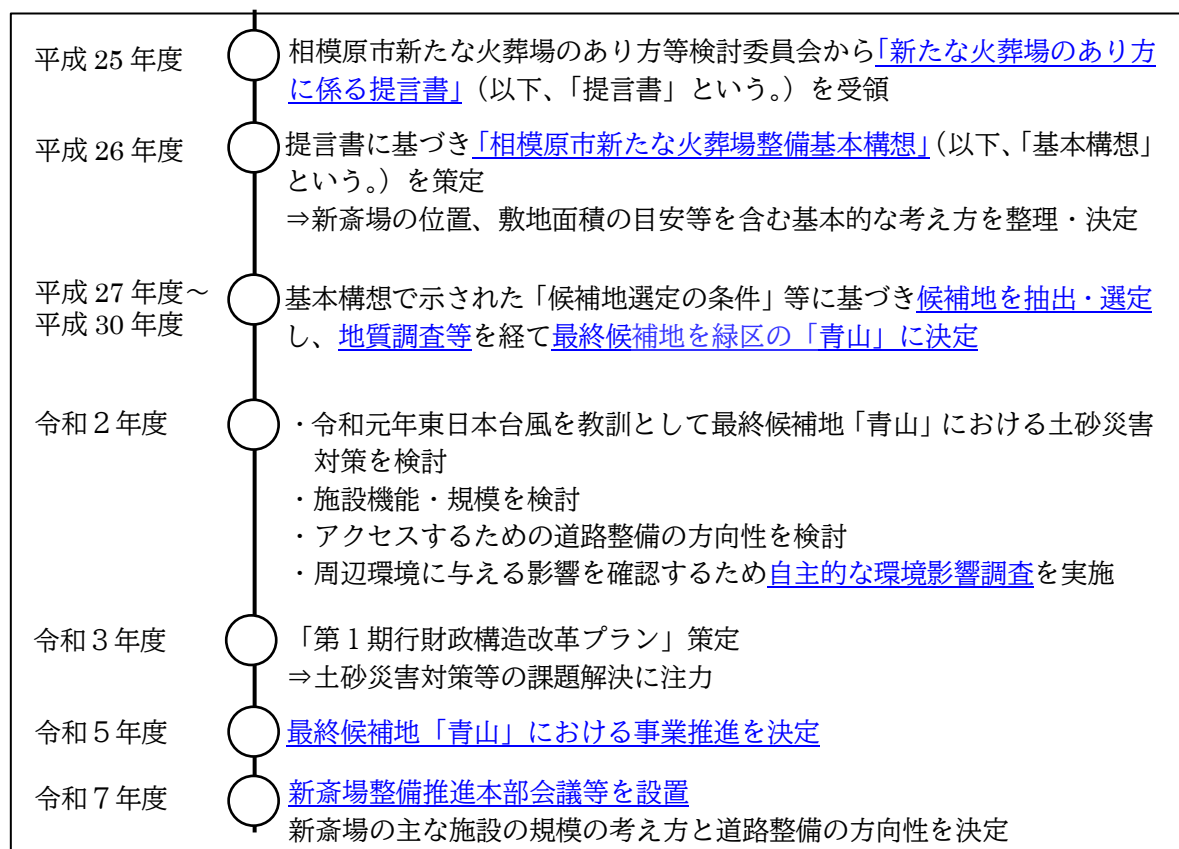
相模原市（以下、「本市」という。）では、平成4年に火葬場と式場の機能を有する相模原市営斎場（以下、「既存斎場」という。）を整備して以来、30年以上にわたり市内1施設のみで市民の火葬需要に対応してきましたが、超高齢化の進行に伴う今後の火葬需要の増加に対応するためには、火葬場の整備・充実を図る必要があります。

「相模原市新斎場整備基本計画」（以下、「本計画」という。）は、将来の火葬需要を見据え、市民が安心して利用できる新たな斎場（以下、「新斎場」という。）の整備を目指し、新斎場の設計・事業化に向けて必要となる基本的な考え方や施設機能、整備条件等の要件を整理・明確化することを目的に策定します。

2 検討の経緯

新斎場整備に係る検討の経緯を図表1に示します。

図表1 新斎場に係る検討の状況

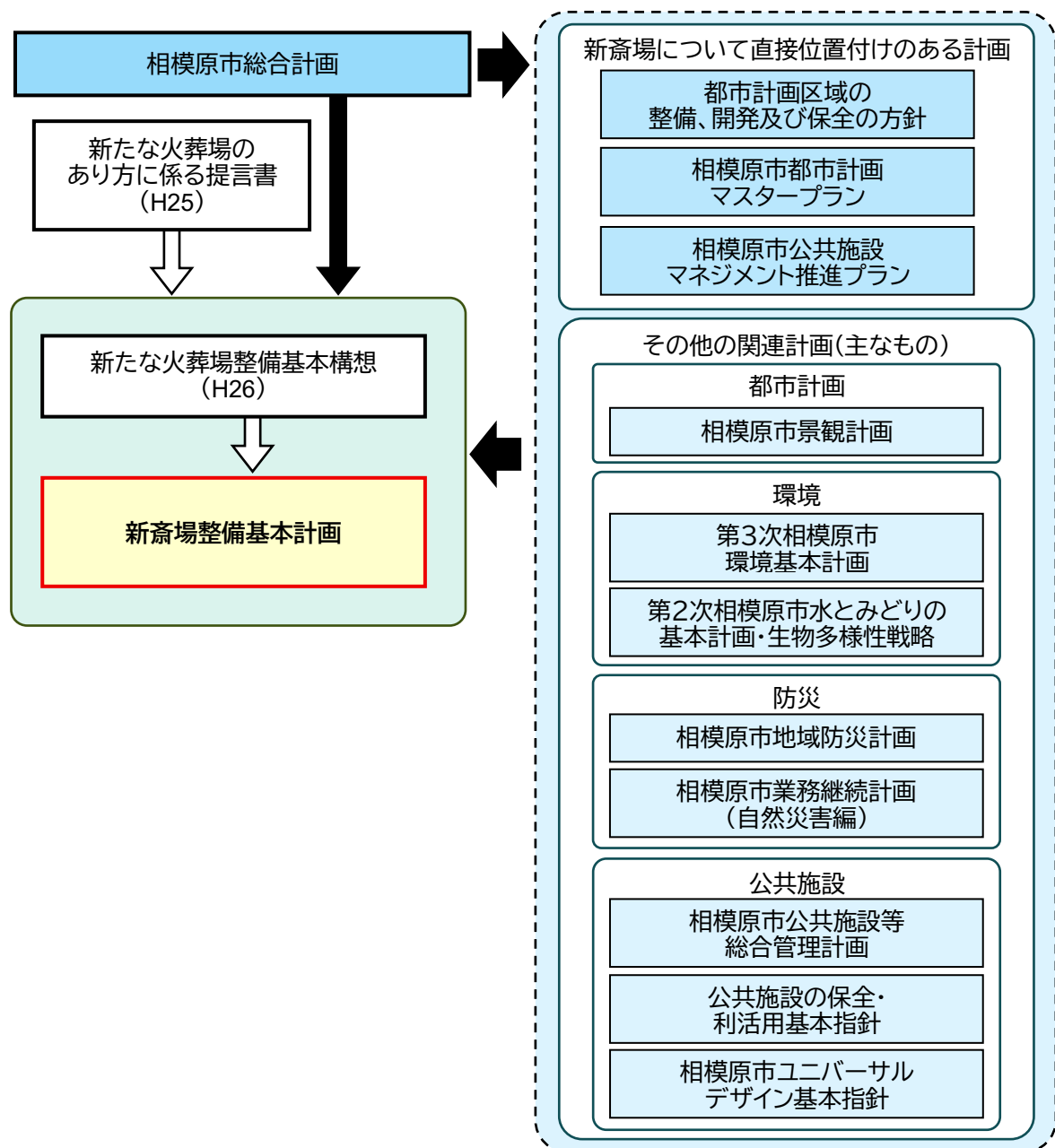


3 計画の位置付け

新斎場の整備は、本市の最上位計画である「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」において、「政策7 安全で安心な市民生活を守ります」を実現するための施策の1つとして位置付けられています。

本計画は、平成26年度に策定した基本構想等を踏まえて策定するもので、今後実施していく基本設計・実施設計の基礎資料とします。

図表 2 基本計画の位置付け



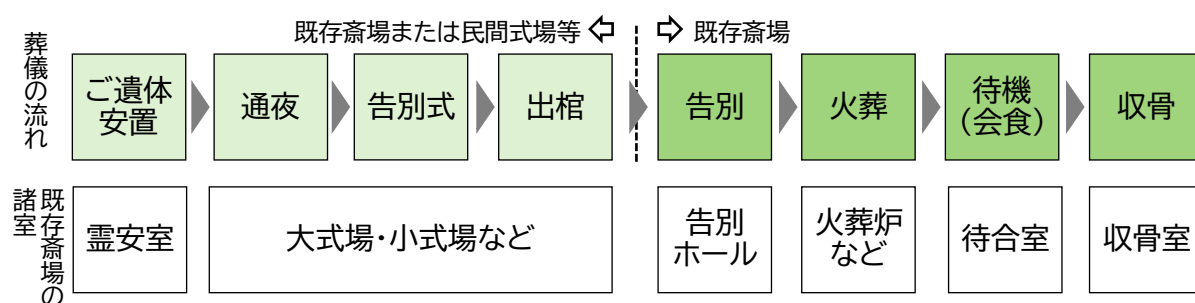
4 市における葬送行為の現状

(1) 葬送行為の流れ

本市においては、通夜の翌日に告別式、火葬、収骨を執り行う流れが標準的です。

なお、近年は葬儀の形式が多様化しており、通夜を行わない「1日葬」や、通夜・告別式等の葬儀を行わずに火葬のみで故人を見送る「直葬」などの形式も見られます。

図表 3 本市における標準的な葬送行為の流れ及び既存斎場の諸室



(2) 葬送行為の状況

既存斎場の指定管理者へのヒアリング調査や葬祭業者を対象としたアンケート調査等により、本市における葬送行為の状況を下記のとおり確認しました。

1) 通夜・葬儀の状況

一般的に葬儀の小規模化が進行していると言われていますが、本市においても参列者数の減少や家族葬の増加といった傾向が見られます。

葬儀の参列者数は、10～20名程度が最も多く、次いで20～50名程度が多くなっています。火葬前の告別の参列者数も20名以下が半数以上を占めています。

2) 需要が高い火葬予約枠

昼前後の時間帯（11:30～14:00）の火葬予約枠は、葬儀から火葬までの一連の流れを組みやすいことから需要が高く、他の時間帯と比較して予約が早期に埋まる傾向があります。

3) 交通手段

既存斎場への参列者の交通手段は乗用車が主流で、マイクロバスの利用は少数です。また、大型バスの利用は近年ではほとんど見られません。1葬家あたりの乗用車の利用台数は3～5台程度です。

5 新斎場のコンセプト・基本方針

新斎場の整備にあたり、目指すべき施設像と整備の方向性を示すものとして、新斎場のコンセプト及び基本方針を以下に示します。

図表 4 コンセプト・基本方針の概念図



■コンセプト

丹沢山地の豊かな自然と清らかな水に抱かれ、
崇高な旅立ちにやさしく寄り添う

地域にとって大切な郷土・景観・自然を守りつつ、
葬家・会葬者の心象に寄り添い人生の終焉の場として厳かに故人をお見送りできる、
将来にわたり社会課題に柔軟に対応可能な斎場を目指す

■基本方針

利用者・地域	● 葬家・会葬者に寄り添い故人と静かに向き合える斎場
	・ 施設内の動線分離や諸室の個室化等により、人生の終焉の場にふさわしい静謐な空間とするとともに葬家・会葬者のプライバシー性を高め、故人と心静かに向き合うことができる施設とする。 ・ 内装の木質化や自然採光等によりあたたかみのある空間とし、心穏やかに最期のお別れができる施設とする。
	● 地域と共存し、市民に親しまれる斎場
	・ 周囲の山林を借景とし、最後のお別れの場にふさわしい葬送空間とするなど、豊かな自然環境を活かした施設とする。 ・ 郷土の魅力を感じる意匠等を取り入れ、津久井産材をはじめとした自然素材を内装材として活用するなど、郷土や景観に調和した施設とする。 ・ 地域との定期的な意見交換を行うなど、地域に開かれた施設とする。
整備・運営	● 将来の火葬需要に柔軟に対応可能な斎場
	・ 増加する火葬需要に対応可能な火葬能力、諸室等を備えた施設とする。 ・ 火葬炉の改修時等の火葬能力の維持や、将来需要が推計以上となった場合にも対応可能とするため、予備炉用スペース等を見込んだ施設とする。
	● 効果的な施設の整備・運営が可能な斎場
	・ 葬儀の小規模化や葬送行為の多様化にも柔軟に対応できる規模の式場など諸室を備えた施設とする。 ・ 円滑な葬儀・火葬運営を支えるため、事業者や従業員にも利用しやすい施設とする。 ・ 施設規模の最適化、最新の火葬炉設備の設置や、既存斎場との連携を可能とする仕組みの導入、IoTの活用など、整備・運営の効率化や経済性にも配慮した施設とする。
安全・環境	● すべての人にやさしい斎場
	・ ユニバーサルデザインの考え方等を取り入れ、高齢者や子育て世帯も含めた様々な利用者に配慮した施設とする。 ・ 施設の特長性も鑑み、従業員専用の休憩室、トイレの設置等、従業員の職場環境に配慮した施設とする。
	● 災害に強く安全・安心な斎場
	・ 耐震性の確保など、発生が想定される災害への対策を十分に行い、利用者及び従業員の安全を確保した施設とする。 ・ 非常用発電機の設置等により、災害発生時においても機能継続できる施設とする。
	● 環境に配慮した斎場
	・ 立地を最大限活かし、再生可能エネルギーの導入や設備・機器の省エネルギー化、敷地内の緑化等により環境にやさしい施設とする。 ・ 長期にわたり市民に利用される公共施設であることから、適切なメンテナンススペースの確保や耐久性に優れた内外装材の選定などにより維持管理の効率化及び施設の長寿命化を図り、更新・修繕に伴う資源消費や環境負荷の低減に配慮した施設とする。

6 新斎場の部門構成

新斎場は、火葬を実施するための火葬部門、通夜及び告別式を実施するための式場部門、ならびに施設を管理するための管理部門の3部門で構成します。

具体的な機能・規模は第5章に示します。

図表 5 新斎場を構成する3部門



第2章. 既存斎場の概要

1 敷地・施設の概要

(1) 敷地情報

既存斎場は、本市の東部、町田市との境界付近に位置しています。JR 古淵駅からの直線距離は約 900m であり、周辺には国道 16 号および市道淵野辺中和田、ならびに境川が存在します。既存斎場の敷地情報、位置図を図表 6～図表 7 に示します。

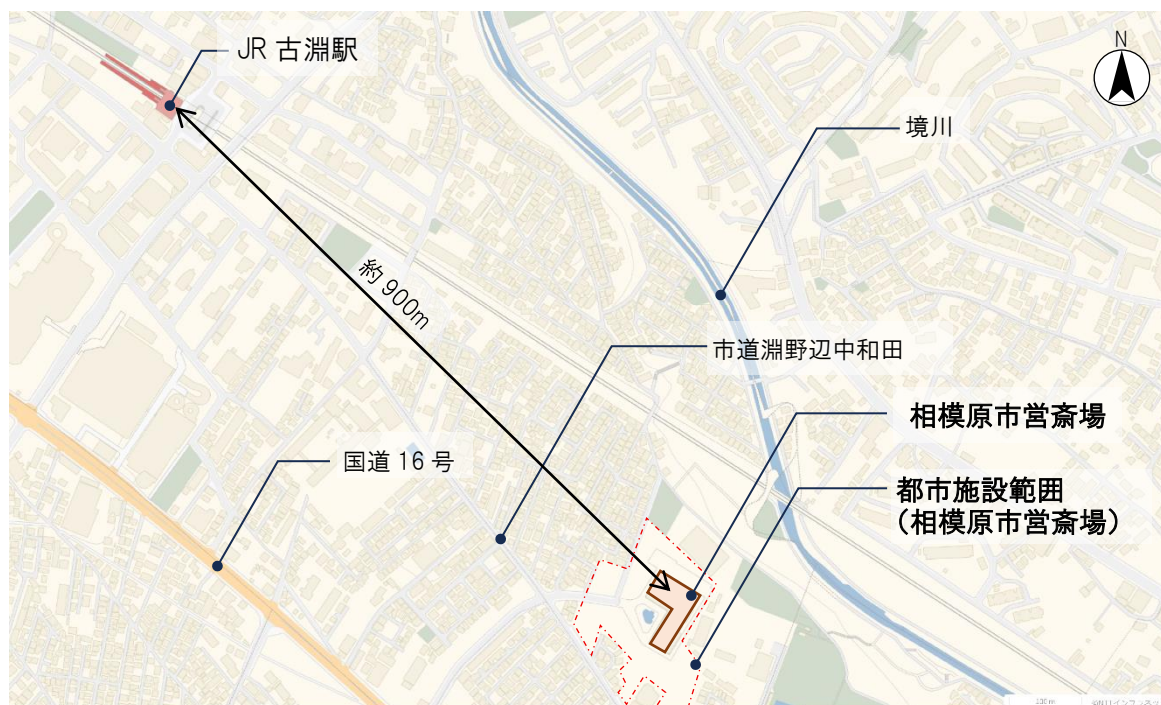
図表 6 敷地情報

所在地	相模原市南区古淵 5-26-1
アクセス	JR 古淵駅から徒歩約 12 分
敷地面積	約 22,617 m ²
用途地域	準工業地域,第一種住居地域

図表 7 既存斎場の位置図



図表 8 既存斎場の詳細位置図



出典:GEOSPACE(NTT インフラネット(株)提供)

(2) 施設情報

既存斎場は、平成4年10月に供用開始された施設で、30年以上が経過しています。火葬炉は人体炉（一般用）10基と、胎児炉1基の計11基を有しており、予備スペース等はありません。

また、定員 100 名の大式場と定員 70 名の小式場を有しています。

既存斎場の施設情報を図表 9 に示します。

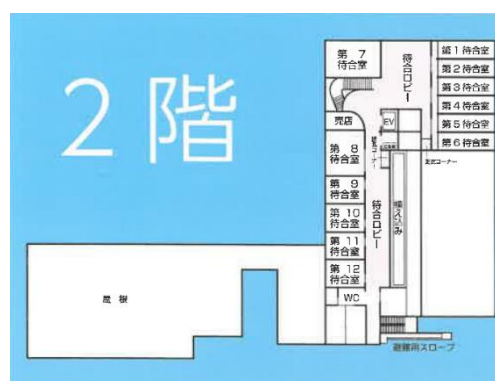
図表 9 施設情報

供用開始		平成4年 10 月(築 33 年 ※令和7年 10 月時点)
建築／延床面積		2,942 ㎡／4,256 ㎡
建物構造		鉄筋コンクリート造(地上2階・地下1階)
主要 施設	火葬炉施設	火葬炉 11 基(一般用 10 基、胎児炉 1 基)、炉前ホール1か所、告別ホール3か所、収骨室3室
	葬儀施設	大式場(100 名用、控室あり) 小式場(70 名用、控室あり)
	待合施設	待合室 12 室(40 名用2室、20 名用 10 室) 待合ロビー、売店、更衣・授乳コーナー
	霊安室	1室(保冷库4基)
	駐車場	約 140 台(内マイクロバス7台) 第1駐車場:50 台(内マイクロバス7台) 第2駐車場:59 台 第3駐車場:31 台 その他、式場棟南側に業者用駐車場 20 台分のスペースあり。
運営 情報	運営方法	指定管理
	開場日数	360 日(令和7年度)
	休業日	1月1日～3日、市長又は指定管理者が定める日(年2日程度)
	休炉日	月1回
	開場時間	午前8時 30 分から午後5時まで

図表 10 既存斎場の平面図(令和8年度時点)



1階平面図



2階平面図

出典:相模原市営斎場パンフレット

2 火葬予約枠数及び火葬タイムスケジュール

既存斎場の火葬予約枠数について、通常日は1日25枠、友引の日は1日18枠を基本としています。火葬予約枠の時間は、火葬開始の時間を基準としており、通常日は午前9時30分から午後3時まで、友引の日は午前11時から午後3時までとしています。午前11時30分と午後0時30分には、式場利用者専用の火葬予約枠を1枠ずつ設けています。

なお、死亡者が多くなる冬期（1月から3月まで）は、火葬炉の利用時間を1時間延長し、通常日は1日29枠、友引の日は1日22枠まで火葬予約枠を拡大しています（令和7年度から実施）。

これらの通常の枠に加えて、死胎・改葬・身体の一部の火葬を行うための枠も設けています。

既存斎場における火葬タイムスケジュールを図表11に示します。

図表 11 既存斎場の火葬タイムスケジュール

火葬 開始	通常日						友引の日					
	4月～12月			1月～3月 (時間延長)			4月～12月			1月～3月 (時間延長)		
9:00	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
9:30	○	○		○	○							
10:00	◎	○	○	◎	○	○						
10:30	○	○		○	○							
11:00	○	○		○	○		○	○		○	○	
11:30	○ 式場枠	○		○ 式場枠	○		○ 式場枠	○		○ 式場枠	○	
12:00	○	○		○	○		○	○		○	○	
12:30	○ 式場枠	○		○ 式場枠	○		○ 式場枠	○		○ 式場枠	○	
13:00	○	○		○	○		○	○		○	○	
13:30	○	○		○	○		○	○		○	○	
14:00	○	○		○	○		○	○		○	○	
14:30	○	○		○	○		○	○		○	○	
15:00	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
15:30				○	○					○	○	
16:00				○	○	○				○	○	
合計	○通 ◎そ	常:25 枠 他: 4 枠		○通 ◎そ	常:29 枠 他: 4 枠		○通 ◎そ	常:18 枠 他: 0 枠		○通 ◎そ	常:22 枠 他: 0 枠	

○：火葬予約枠（通常の枠＋式場枠）

◎：その他の枠（死胎・改葬・身体の一部）

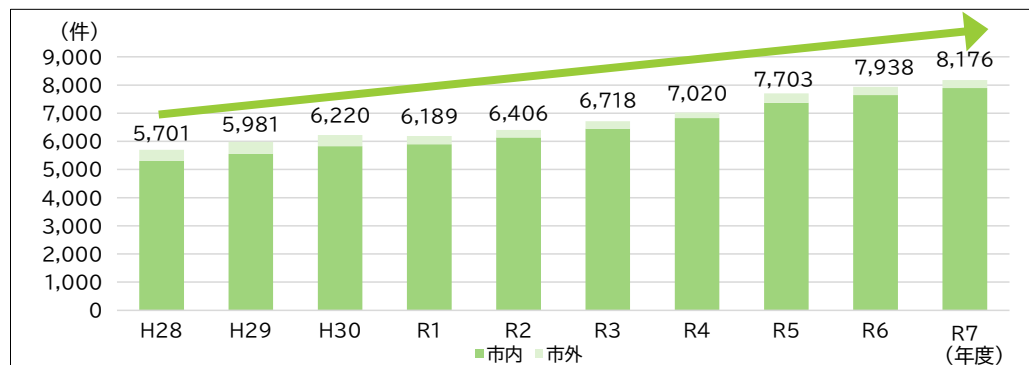
3 火葬件数の推移

平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間ににおける年度別火葬件数の推移を図表 12 に示します。死体柩の火葬件数は増加傾向にあり、令和 7 年度は約 8,200 件となっています。これは、平成 28 年度の約 5,700 件と比較すると、約 2,500 件の増加(約 1.4 倍)となります。

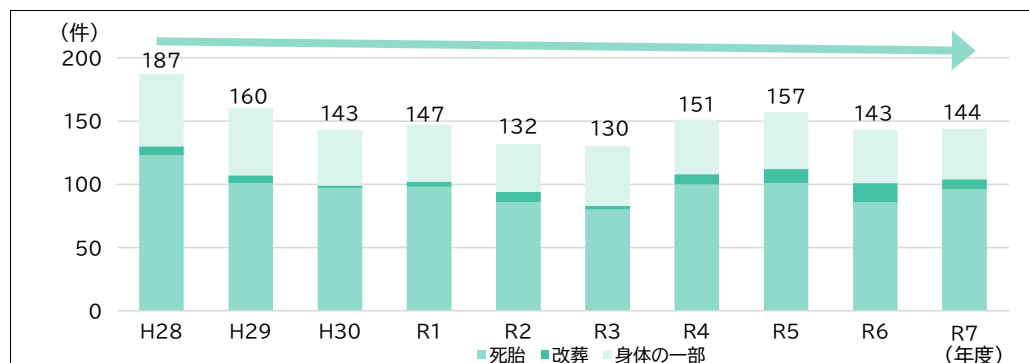
一方、死胎・改葬・身体の一部柩の火葬件数は大きな変化はなく、現状、既存斎場において死胎・改葬・身体の一部柩は不足していません。

図表 12 火葬件数の推移

■死体の火葬件数



■死胎・改葬・身体の一部の火葬件数



(単位:件)

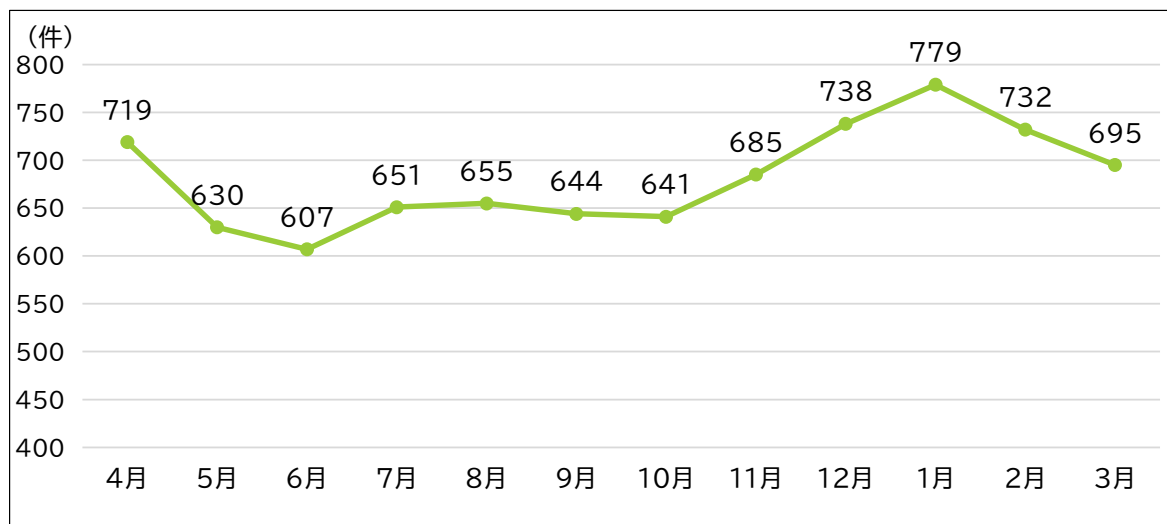
年度	死体			死胎・改葬・身体の一部(市内・市外計)			
	市内住民等 火葬件数	市外住民等 火葬件数	火葬件数 合計	死胎 火葬件数	改葬 火葬件数	身体の一部 火葬件数	火葬件数 合計
H28	5,302	399	5,701	123	7	57	187
H29	5,556	425	5,981	101	6	53	160
H30	5,828	392	6,220	97	2	44	143
R1	5,899	290	6,189	98	4	45	147
R2	6,140	266	6,406	86	8	38	132
R3	6,448	270	6,718	80	3	47	130
R4	6,826	194	7,020	100	8	43	151
R5	7,372	331	7,703	101	11	45	157
R6	7,643	295	7,938	86	15	42	143
R7	7,895	281	8,176	96	8	40	144

4 月別火葬件数実績

令和7年度の月別火葬件数を図表 13 に示します。火葬件数が最も多い月は1月です。火葬件数が多くなった要因としては、1月は死亡統計上、死亡者が最も多い月であることと、冬期（1月～3月）の火葬予約枠数を拡大していることが挙げられます。

統計上死亡者が少ない6月前後は、火葬件数も少なくなっています。

図表 13 令和7年度の月別火葬件数



(単位:件)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
火葬件数	719	630	607	651	655	644	641	685	738	779	732	695

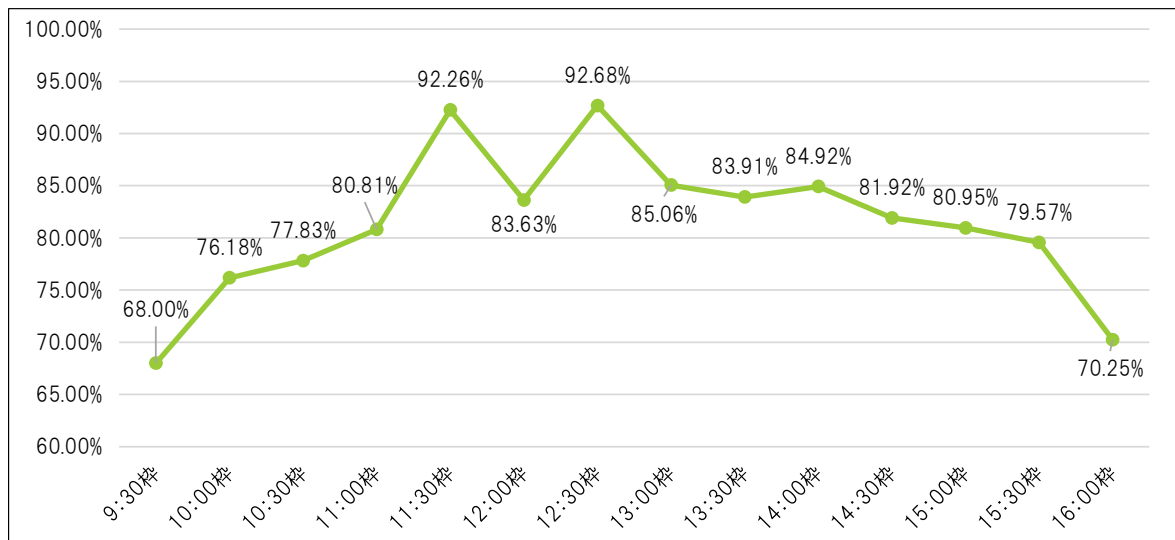
※死胎・改葬・身体の一部は含まない。

【凡例】■:最も件数が多い ■:最も件数が少ない

5 時間帯別利用率

令和7年度における時間帯別利用率を図表14に示します。午前11時30分と午後0時30分の枠は、既存斎場の式場利用者専用の火葬予約枠を設定していることもあり需要が高く、ほぼ全ての月で9割以上の利用率となっています。

図表14 令和7年度の時間帯別利用率



(単位：%)

時間帯	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
9:30	86.21	60.34	46.55	55.00	63.33	62.07	79.31	68.97	86.67	85.19	74.07	48.33	68.00
10:00	86.21	77.59	68.97	71.67	61.67	79.31	72.41	77.59	86.67	85.19	85.19	61.67	76.18
10:30	86.21	75.86	70.69	76.67	65.00	75.86	86.21	79.31	86.67	85.19	79.63	66.67	77.83
11:00	86.21	77.59	81.03	81.67	80.00	82.76	72.41	79.31	86.67	85.19	85.19	71.67	80.81
11:30	93.10	91.38	93.10	91.67	91.67	93.10	96.55	89.66	91.67	92.59	92.59	90.00	92.26
12:00	86.21	81.03	86.21	86.67	83.33	86.21	74.14	81.03	86.67	85.19	85.19	81.67	83.63
12:30	93.10	91.38	93.10	93.33	91.67	93.10	96.55	91.38	91.67	92.59	92.59	91.67	92.68
13:00	86.21	81.03	86.21	86.67	81.67	86.21	89.66	82.76	86.67	85.19	85.19	83.33	85.06
13:30	86.21	81.03	86.21	86.67	83.33	86.21	74.14	82.76	86.67	85.19	85.19	83.33	83.91
14:00	86.21	82.76	82.76	86.67	81.67	86.21	89.66	82.76	86.67	85.19	85.19	83.33	84.92
14:30	84.48	75.86	81.03	81.67	83.33	81.03	74.14	82.76	86.67	85.19	85.19	81.67	81.92
15:00	86.21	79.31	75.86	73.33	81.11	79.31	78.16	82.76	83.33	85.19	85.19	81.67	80.95
15:30										85.19	85.19	68.33	79.57
16:00										85.19	77.78	47.78	70.25

※R7年度から冬期(1月～3月)の利用時間延長実施

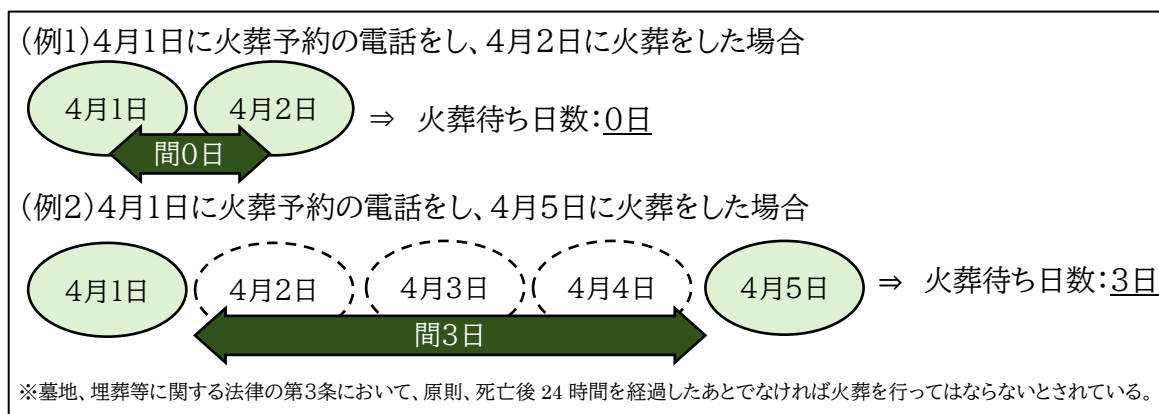
※火葬予約枠(通常の枠+式場枠)で集計。その他の枠(死胎・改葬・身体の一部)は含まない。

【凡例】 :各月内で最も利用率が高い :各月内で最も利用率が低い

6 「火葬待ち日数」の状況

「火葬待ち日数」について、国等が定めた統一的な定義はなく、各自治体において必要に応じて設定をしています。本市においては、【火葬予約をした日】と【火葬する日】の間の日数を「火葬待ち日数」としています。

図表 15 本市における火葬待ち日数の考え方



令和7年度の月別及び時間別の火葬待ち日数を図表 16 に示します。

前節に示した、利用率が 50%以下の時間帯（6月と3月の9時 30 分枠など）では、火葬待ち日数が3日以下となっていることがわかります。

冬期は待ち日数が長い傾向にあり、特に1月はほぼ全ての火葬予約枠で5日を超える待ちが生じています。時間帯別では、11時 30 分～14時の待ち日数が平均で5日以上となっています。

図表 16 月・時間別の火葬待ち日数(令和7年度)

(単位:日)

	時間別 平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9:30	3.0	4.0	2.4	2.4	1.9	2.7	2.1	3.4	2.4	4.2	4.9	2.7	2.3
10:00	3.4	4.5	2.7	3.0	2.3	2.8	2.4	3.4	3.6	4.6	5.5	3.4	2.4
10:30	3.4	4.7	3.0	2.3	2.5	2.8	2.7	3.7	3.0	4.7	5.3	3.1	2.7
11:00	3.8	5.4	3.5	3.3	2.7	2.7	2.7	3.8	3.5	5.0	6.5	4.0	3.0
11:30	5.0	6.1	4.2	3.7	3.7	3.8	3.4	5.2	5.1	6.7	7.4	5.7	4.5
12:00	5.4	6.1	5.4	4.8	4.5	4.9	4.9	6.5	5.4	6.1	7.5	5.3	4.0
12:30	5.8	6.7	5.4	4.3	4.8	4.6	4.6	6.9	6.1	6.4	8.1	6.0	5.5
13:00	5.7	6.8	5.1	4.7	4.8	4.5	5.0	6.0	5.7	6.5	8.0	5.9	4.8
13:30	5.0	6.6	4.5	4.0	3.7	3.8	4.0	5.2	4.9	6.0	7.4	5.4	4.7
14:00	5.3	6.4	4.3	4.3	3.5	4.3	4.7	5.5	5.5	6.2	7.6	6.0	4.9
14:30	4.4	5.7	3.7	3.2	2.9	3.4	3.6	4.8	4.7	5.5	6.7	4.8	3.4
15:00	3.9	5.2	3.5	2.8	3.0	3.3	3.3	4.3	4.1	4.8	6.0	4.1	2.8
15:30	4.0										5.5	3.8	2.7
16:00	3.4										4.7	3.1	2.3
月平均		5.6	3.9	3.6	3.3	3.6	3.6	4.8	4.4	5.4	6.3	4.4	3.6

※R7 年度から冬期(1月～3月)の利用時間延長実施

※火葬予約枠(通常の枠)で集計。式場枠、その他の枠(死胎・改葬・身体の一部)は含まない。

【凡例】■:火葬待ち日数8日以上 ■:火葬待ち日数5日以上

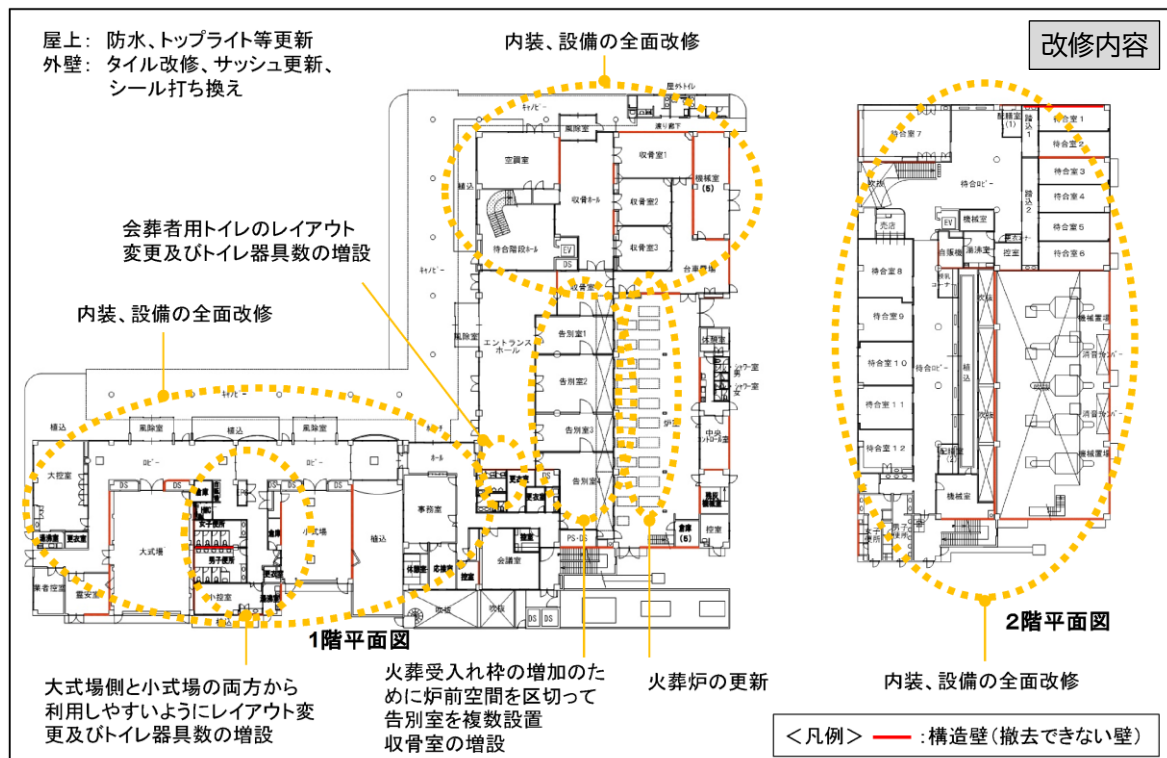
7 既存斎場における課題の整理

前節に示したように、既存斎場においては冬期の火葬待ち日数が増える傾向にあることがわかります。現在、既存斎場は長寿命化改修を予定しており、改修工事完了後は、1日25枠の火葬予約枠を30枠に拡大し、年間約1万枠を確保する予定です。しかし、今後の火葬需要の増加を考えると既存斎場の火葬予約枠の拡大のみでは対応に限界があることから、新斎場を整備することで、適切な火葬予約枠数を確保します。

また、その他既存斎場の現況・課題を図表17に示します。これらの課題は長寿命化改修にて対策予定ですが、新斎場整備においても参考とします。

図表 17 既存斎場の現況・課題及び改修内容

項目	主な課題
炉前ホールの輻輳（ふくそう）	炉前ホールは1つの大きな空間で、会葬者の入炉の見送り、焼骨確認、炉内台車の移動等、会葬者同士の輻輳によりプライバシーの低下や、多くの案内誘導員の配置が必要となっている。
直葬への対応	近年、直葬のニーズが増加しており、会葬者の到着時間のばらつきに伴う待合スペースが不足している。
葬送時のプライバシー確保	収骨室に扉が無く、収骨ホールから中の様子が見えてしまう。炉前ホールや告別ホールの構造から音漏れもあり、プライバシー上の課題がある。
トイレの不足	火葬棟の1階には屋内の会葬者専用のトイレがなく、従業員用のトイレを利用している状況。
火葬炉の機能	現火葬炉は、平成12年に設置された「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」前のものである。また、現在は職員の細やかな操作により、火葬時間は60分程度となっているが、排ガス燃焼炉の予熱を含め60分以内に火葬が終了することが望ましい。



出典：相模原市営斎場長寿命化改修計画作成及び民間活力導入可能性調査業務 長寿命化改修計画報告書概要版

第3章. 火葬需要予測と火葬予約枠数

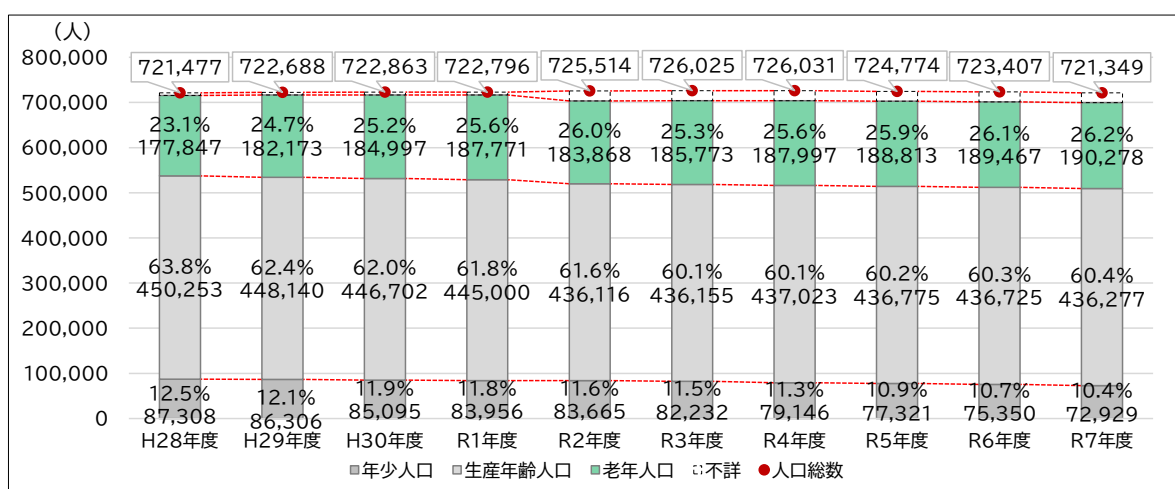
1 市人口動態

(1) 今までの推移

平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間における本市の人口の推移を図表 18 に示します。各年において増減はありますが、10 年間を通して見ると大きな変動はありません。

一方、人口構成の内訳をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口については増加傾向が見られることから、高齢化が進行している状況が伺えます。

図表 18 直近 10 年間の人口推移

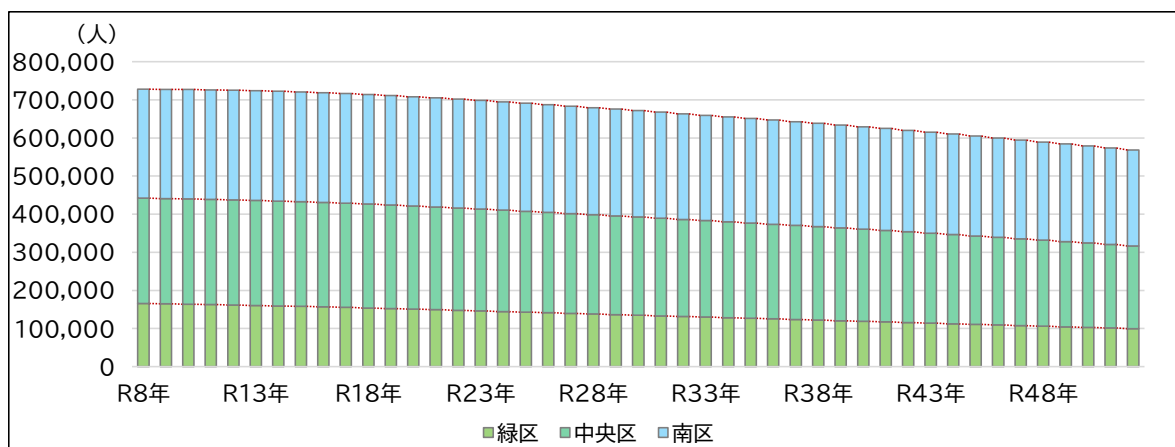


出典:相模原市統計書(平成28年版～令和7年版)を基に作成(各年度1月1日現在)

(2) 今後の予測

市の将来人口推計を図表 19 に示します。令和 8 年以降、緩やかに人口が減少していくことが見込まれます。

図表 19 市の人口推計



出典:令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計を基に作成(各年 10 月1日現在)

2 火葬需要予測

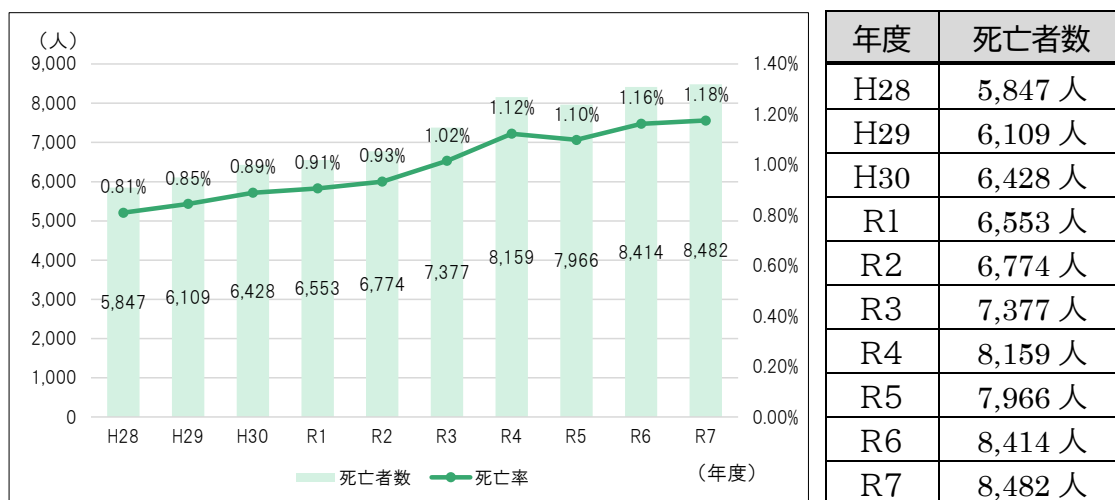
(1) 市火葬需要推移・予測

1) 死亡者数の推移

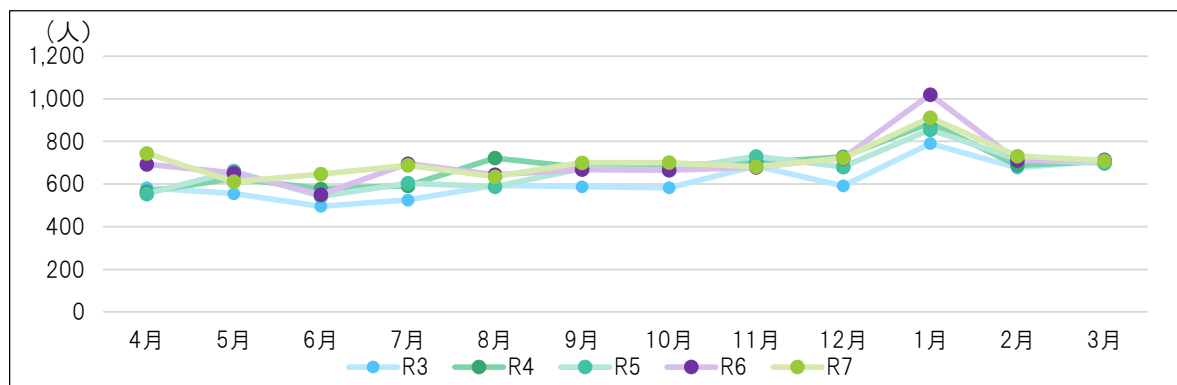
平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間における年度別死亡者数の推移を図表 20 に示します。死亡者数は増加傾向にあり、令和 7 年度は約 8,500 人となっています。これは、平成 28 年度の約 5,800 人と比較すると、約 2,700 人の増加(約 1.5 倍)となります。

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間における月別死亡者数の推移を図表 21 に示します。5 年間共通で、1 年で最も死亡者の多い月は 1 月になっています。

図表 20 死亡者数の推移



図表 21 直近5年間の月別死亡者数の推移



(単位:人)

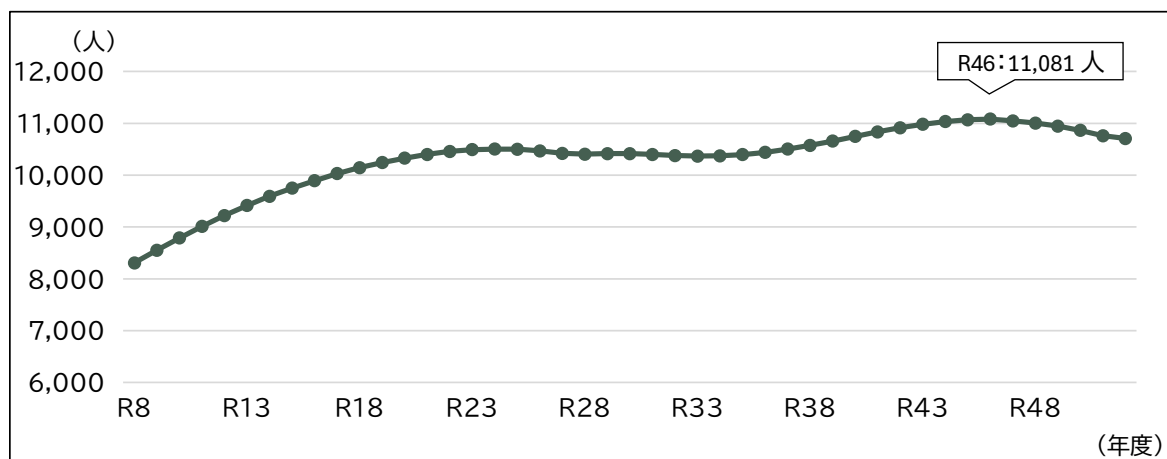
年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
R3	583	555	496	525	594	588	583	685	591	790	676	711
R4	564	626	578	592	722	677	690	701	728	887	688	706
R5	554	661	543	604	588	672	666	730	680	855	716	697
R6	693	652	551	696	644	668	665	679	721	1,020	711	714
R7	744	611	647	688	635	700	701	681	722	912	731	710

出典:月報統計さがみはらを基に作成

2) 死亡者数の推計

市の死亡者数推計を図表 22 に示します。令和 46 年度までは増加傾向が続き、同年度に約 11,000 人に達することが予想されます。その後は、緩やかに減少していくことが見込まれます。

図表 22 市の死亡者数推計



出典：令和2年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計における年間死亡者数を基に、本計画のために年度で推計

(2) 本市における年間火葬需要

本市における火葬需要（ピーク時）は、図表 22 に記載した市民の死亡者数推計と、「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改定新版-」（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会発行）に基づく推計（計算式は下記のとおり）を比較し、数字の多い前者（11,081 人）を採用します。

【参考】「火葬場の建設・維持管理マニュアル-改定新版-」に基づく計算式

$$\begin{aligned} \text{年間火葬需要量} &= (\text{管内年間死亡者数}) \times (\text{火葬率}) \times (\text{持込率}) \div (1 - \text{管外率等}) \\ &= 11,081 \text{ 人} \times 1.0 \times 0.95 \div (1 - 0.037) \\ &\div 10,931 \text{ 人} \end{aligned}$$

※「持込率」=市内住民が市内で火葬する件数／総火葬件数

※「管外率」=市外住民が市内で火葬する件数／総火葬件数

※「持込率」は、新斎場の整備に伴う持込率上昇を考慮し、直近5年間の最大値(92.5%)よりやや大きい数字で設定。「管外率」は直近5年間の平均で設定。

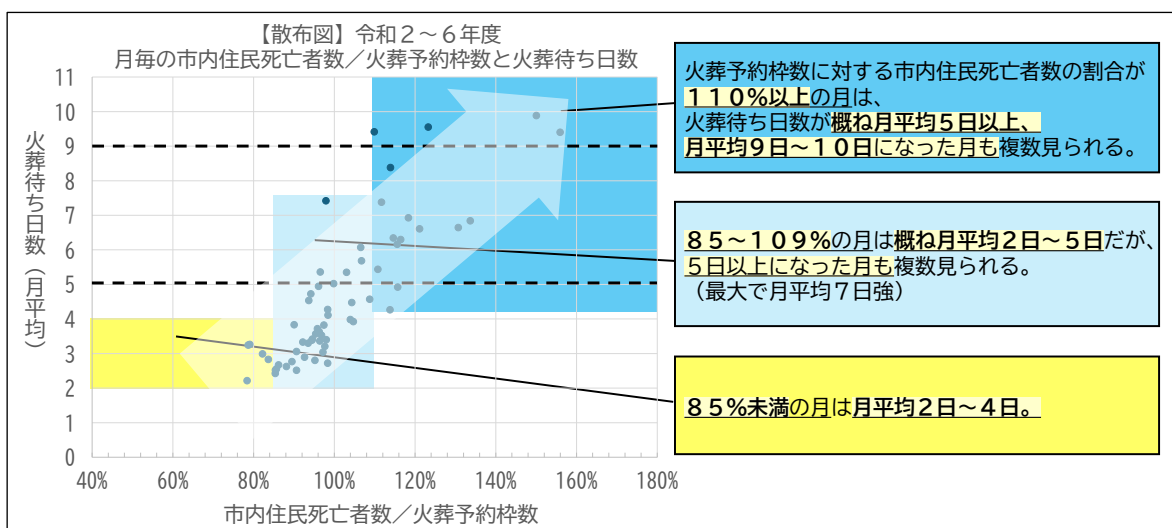
3 火葬予約枠数

(1) 火葬予約枠数の考え方

令和2年度から令和6年度までの火葬実績及び火葬待ち日数を分析すると、火葬予約枠数に対する火葬需要（市内住民死亡者数）の割合が85%未満の月（図表23内黄色エリア）で、月平均の火葬待ち日数が2日から4日です。

新斎場整備及び既存斎場の長寿命化改修にともなう火葬予約枠の拡充により、市民が希望した日に既存斎場・新斎場で火葬ができることを目指し、火葬予約枠数に対する火葬需要（市内住民死亡者数）が概ね85%未満となるよう、月毎の火葬予約枠を設定します。

図表 23 市内住民死亡者数、火葬予約枠数、火葬待ち日数の関連性(R2～6年度実績から)



出典：第2回 新斎場整備推進本部会議

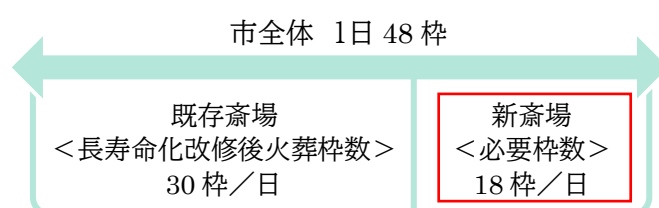
市民が希望した日に既存斎場・新斎場で火葬ができることを目指す。
（火葬需要（市内住民死亡者数）／火葬予約枠＝概ね85%未満）

(2) 新斎場の火葬予約枠数

(1)の「火葬予約枠数の考え方」に基づくと、推計上最も死亡者数が多くなる令和 46 年度の 1 月の死亡者数約 1,200 人を市内 2 施設で火葬ができるようにするため、市全体で 1 日 48 枠の火葬予約枠を確保することで、1 月以外の全ての月で「火葬需要／火葬予約枠」の割合が 85% 未満となる見込みです。

既存斎場は、長寿命化改修後の通常日において、1 日 30 枠の火葬予約枠確保を計画しています。そのため、新斎場では 1 日 18 枠、年間およそ 6,000 枠の火葬予約枠数を確保することが必要です。

図表 24 新斎場整備後の市全体の火葬予約枠数イメージ



一方、上記の火葬予約枠数では、統計上最も死亡者の多い 1 月は「火葬需要／火葬予約枠」の割合が 90% 以上となる見込みです（図表 25）。死亡者が多い時期であっても市民が希望した日に火葬できる体制とするため、冬期は 1 日 48 枠の他に、運営上の工夫により火葬予約枠を追加で確保します。

図表 25 火葬予約枠数 48 枠／日の火葬予約枠割合

項目	6月 (死亡者最少月)	1月 (死亡者最多月)
R20 年度	56%	91%
R30 年度	57%	91%
R40 年度	58%	95%
R46 年度 (火葬需要ピーク年度)	61%	97%
R50 年度	60%	95%

【参考】運営上の工夫による火葬予約枠追加の例

- 本市既存斎場での実績あり…冬期に火葬炉利用時間延長等
- 他の政令市での実績あり…年始の休場期間を短縮することで 1 月の営業日を増やす

4 火葬炉数及び火葬タイムテーブル

(1) 火葬炉数の設定

新斎場において1日18枠の火葬予約枠を確保するためには、火葬炉の能力を考慮すると概ね6基～9基の火葬炉が必要になります。各炉数について、市民サービスやコスト等の視点で比較し、経済性に優れ、市民サービス面も標準以上であることから、新斎場の火葬炉数は6基とします。

一方、火葬炉の改修時対応や火葬需要が推計を上回ったときの対策として、予備炉用スペース2基分を確保します。火葬に必要な諸室の数（告別室等）は将来、炉数を2基増やした場合にも対応可能な計画とします。

図表 26 火葬炉数別の比較表

			6基 (3.0 枠/日・基)	7基 (2.6 枠/日・基)	8基 (2.3 枠/日・基)	9基 (2.0 枠/日・基)
市民サービス			・既存斎場と同水準のサービス提供可能 ・火葬時間帯選択肢：やや少(9 択) ○	・既存斎場と同水準のサービス提供可能 ・火葬時間帯選択肢：多(12 択) ◎	・既存斎場と同水準のサービス提供可能 ・火葬時間帯選択肢：多(13 択) ◎	・既存斎場と同水準のサービス提供可能 ・火葬時間帯選択肢：多(13 択) ◎
運営			・炉の負荷：最大 ・火葬予約枠数 増設 余地：小 △	・炉の負荷：大 ・火葬予約枠数 増設 余地：やや小 ○	・炉の負荷：小 ・火葬予約枠数 増設 余地：大 ◎	・炉の負荷：最小 ・火葬予約枠数 増設 余地：最大 ◎
コスト	イニシャル	建設費	・施設コンパクト化 ⇒費用最小 ◎	・施設コンパクト化 ⇒費用小 ○	・施設規模大 ⇒費用大 △	・施設規模最大 ⇒費用最大 △
		火葬炉設備費	・初期費用：最小 ◎	・初期費用：小 ○	・初期費用：大 △	・初期費用：最大 △
	ランニング	ランニング	・火葬炉修繕費：最大 ・大規模修繕、人件費：最小 ⇒総合的に最も安価 ◎	・火葬炉修繕費：大 ・大規模修繕、人件費：小 ⇒総合的にやや安価 ○	・火葬炉修繕費：小 ・大規模修繕費、人件費：大 ⇒総合的にやや高い △	・火葬炉修繕費：最小 ・大規模修繕費、人件費：最大 ⇒総合的には最も高い △

▲ 供用開始時点

▲ 予備炉設置後

【凡例】◎：優れている ○：標準 △：改善の余地あり

(2) 火葬タイムテーブル案

通常時の火葬タイムテーブル案（6基）を図表 27 に示します。

昼前後の時間帯は需要が高く、予約が集中する傾向にあることから、11 時 30 分から 14 時火葬開始までの火葬予約枠を十分に確保します。

さらに、火葬需要が推計を上回った場合における火葬予約枠拡大への対応として、予備炉を設置した際の火葬タイムテーブル案（8基）を図表 28 に示します。当該タイムテーブルに則ると、1 日あたり最大 24 枠の火葬予約枠を確保することができます。

なお、本火葬タイムテーブルは一例であり、今後の検討により変更となる可能性があります。

図表 27 火葬タイムテーブル案(通常時・6基)

	9時		10時		11時		12時		13時		14時		15時		16時		17時			
	—	2件	2件	2件	—	—	2件	2件	2件	—	—	2件	2件	2件	—	—	—	—		
1号炉	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		
2号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	
3号炉	死胎等受入枠		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃
4号炉	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		
5号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	
6号炉	死胎等受入枠		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃

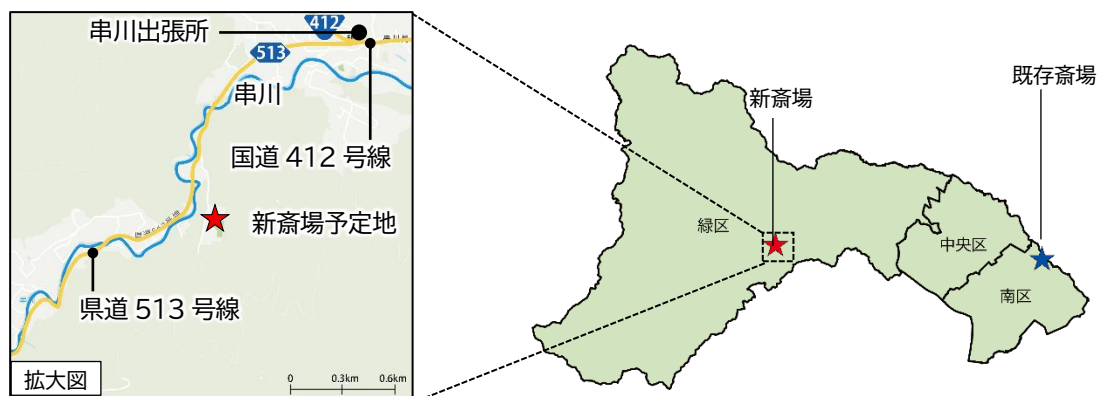
図表 28 火葬タイムテーブル案(通常時・8基)

	9時		10時		11時		12時		13時		14時		15時		16時		17時				
	—	2件	3件	3件	—	—	2件	3件	3件	—	—	2件	3件	3件	—	—	—	—			
1号炉	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃			
2号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		
3号炉	死胎等受入枠		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	
4号炉	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃			
5号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		
6号炉	死胎等受入枠		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	
7号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		
8号炉		告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃	告別・ 炉前	火葬		冷却	収骨	清掃		

第4章. 予定地の概要

1 予定地決定の経緯

図表 29 新斎場の位置



提言書においては、本市在住者が概ね 1 時間以内に到達できる位置に火葬場を配置することが望ましいとされ、特に津久井地域での立地が望ましいとの方向性が示されました。これを受け、基本構想においては、津久井地域での整備を基本方針とした上で、その他の候補地選定の条件を設定しました。設定した条件に基づき、津久井地域内において候補地の抽出を行い、段階的な評価を経て、比較検討や地域住民との対話、土地に係る各種調査を実施し、緑区の「青山」に決定しました。

2 予定地の現況

予定地は、現在、学校法人がグラウンドとして管理している土地及びその周辺の山林です。グラウンド部分は平坦な地形を有していますが、その周辺の山林は傾斜地が多くなっています。また、予定地内の南側に位置する第1駐車場は、グラウンドより一段高い場所にあります。両者を連絡する階段は勾配がやや急であり、往来に課題があります。

また、県道513号（鳥屋川尻）から予定地までの道路は林道で、幅員は一部区間において6mに満たないことから相互通行が難しいなど、車両の安全な往来に課題があります。

図表 30 予定地の写真



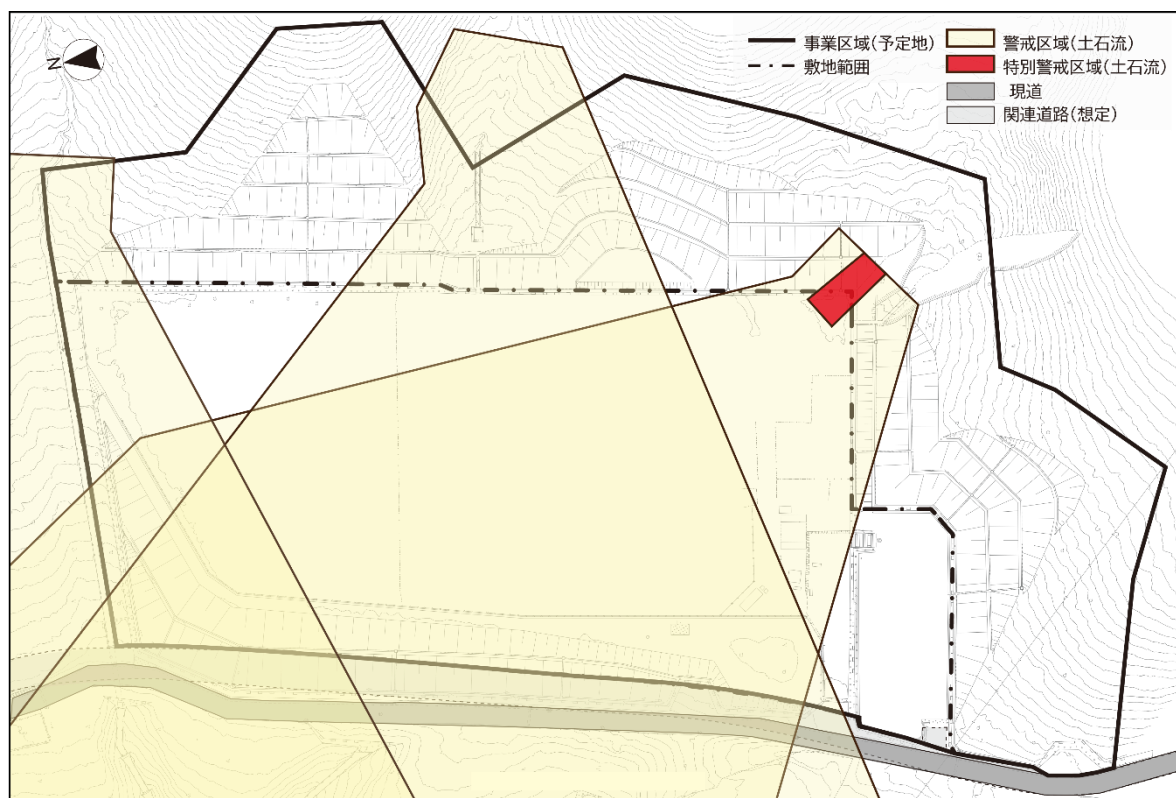
3 予定地の概要

予定地の概要を図表 31 に示します。

図表 31 予定地の概要

所在地	緑区青山字熊ノ平 2193 番2 他(現・帝京大学 青山グラウンド)	
事業区域面積	約 38,000 m ² (敷地面積 約 21,000 m ²)	
都市計画区域	相模湖津久井都市計画区域(非線引き都市計画区域)	
用途地域	指定なし	
容積率／建蔽率	100％／50％	
防火・準防火地域	指定なし	
土砂災害警戒区域	一部指定あり(土砂災害警戒区域(土石流)、土砂災害特別警戒区域(土石流))	
インフラ状況	給水 なし(県道 513 号(鳥屋川尻)までは配水管の敷設あり)	排水 下水道未整備区域
	電気 あり	ガス 都市ガス供給範囲外
敷地周辺の状況	・ グラウンドの周囲は山林によって取り囲まれている ・ 事業区域の境界から概ね 300m 以内に一定程度人家がある	

図表 32 予定地と土砂災害警戒区域等の範囲

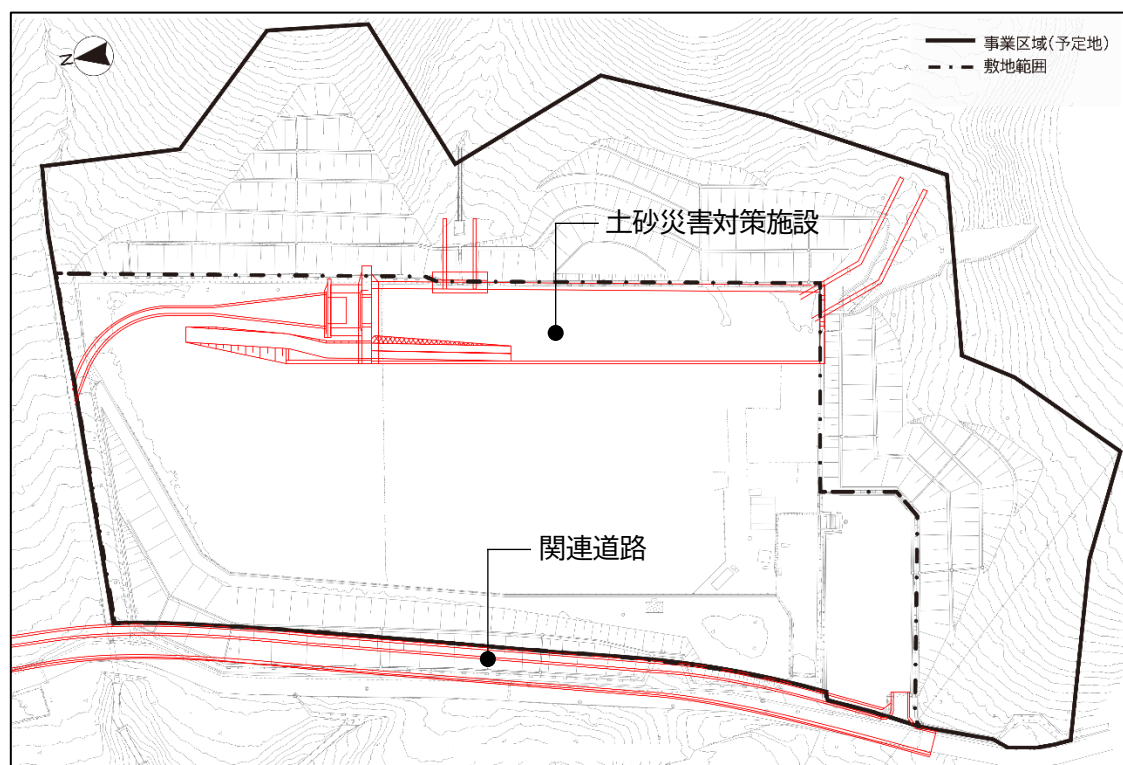


4 関連道路及び土砂災害対策施設の検討状況

新斎場を安全に利用できるよう、新斎場整備に関連して、関連道路及び土砂災害対策施設の整備に向けた検討を別途進めています。

なお、これらの施設と周辺景観との調和に配慮し、敷地内の植栽配置や視線誘導など、基本方針を踏まえて敷地全体の景観形成を図ります。

図表 33 関連道路及び土砂災害対策施設の位置



(1) 関連道路

新斎場への安全・安心なアクセス路を確保するため、県道 513 号（鳥屋川尻）より分岐する新たな市道の整備を進めています。令和 7～8 年度に詳細設計を実施しており、その後、順次用地取得手続きを進め、新斎場整備に先行して工事に着手する予定です。

(2) 土砂災害対策施設

予定地の大部分は土砂災害警戒区域（土石流）に指定されており、そのうちの一部は土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されています。令和元年東日本台風では、津久井地域で実際に土砂崩れが発生しました。新斎場の安全な利用に向けて、同台風における教訓を活かし、グラウンド東部（山側）に土砂災害対策施設の整備を計画しています。現地において想定される土砂流出量に対して十分な規模の対策施設となるよう、県との調整や、市独自の現地調査や検討を行い、令和 7 年には予備設計を実施しました。今後、詳細設計等を実施する予定です。

第5章 施設・設備計画

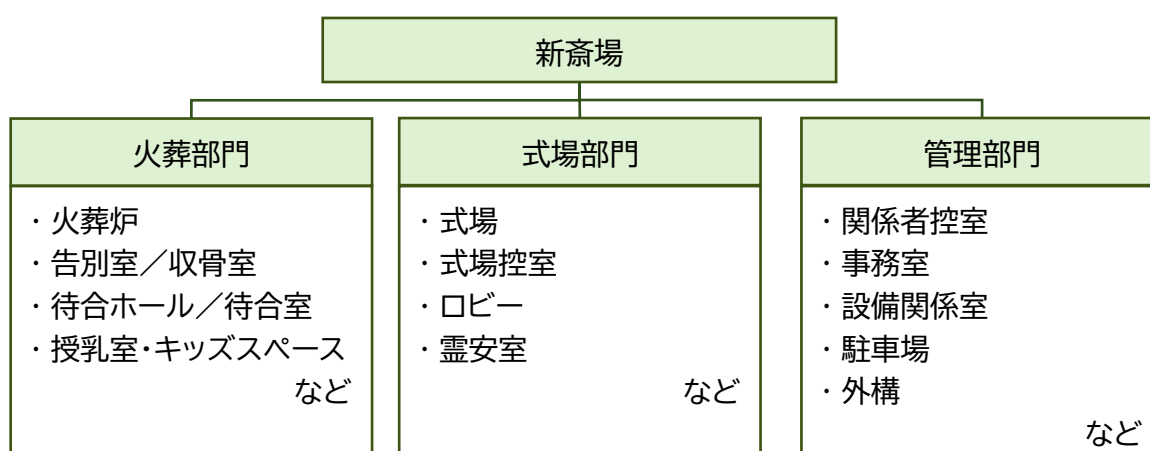
新斎場の施設・設備計画を以下に示します。コンセプトの趣旨を踏まえつつ必要面積等を確保可能な場合は、設計段階で見直しを図る場合があります。

1 新斎場の部門別構想・規模

(1) 新斎場の部門別構想

新斎場は、第1章.6に示したとおり、火葬部門、式場部門、管理部門にて構成します。各部門が担う機能及び基本的な方針を以降に示します。

図表 34 新斎場を構成する3部門(再掲)



1) 火葬部門

新斎場の中核機能である火葬を執り行う部門です。火葬部門の担う機能は、「火葬機能」と「待合機能」の2つに分けられます。

① 火葬機能

告別から火葬、収骨に至る一連の葬送行為が円滑かつ厳粛に執り行われるよう、プライベート性を高め、故人と静かに向き合うことができる動線や空間構成とするとともに、故人とのお別れにふさわしい厳かな環境を整えます。

② 待合機能

火葬中の時間を葬家が心穏やかに過ごすことができるよう、プライベート性や快適性に配慮し、あたたかさやすらぎを感じられる空間を形成します。また、待合室及び待合ホールからの眺めについて、周辺の豊かな自然を感じられるよう配慮するとともに、特に窓の配置や眺望の状況に応じて、テラスや修景庭、光庭など屋外空間の形成を図ります。

2) 式場部門

通夜や告別式などの葬送行為を執り行う部門です。

故人との最期の時間を過ごす場として、厳粛性と落ち着きに配慮し、参列者が心穏やかに過ごせる空間を形成します。

また、葬家と会葬者それぞれの利用に配慮した動線とすることで、円滑な式の進行と快適な利用環境を確保します。

3) 管理部門

新斎場の運営・維持管理を行う部門です。管理部門の担う機能は、「管理機能」と「外構機能」の2つに分けられます。

① 管理機能

施設全体の円滑かつ安定的な運営を支えるため、業務の効率性や安全性に配慮した計画とします。

また、来場者対応から施設管理に至る各業務を円滑に遂行できるよう、機能配置や動線に配慮し、職員が効率的かつ安全に業務を行える環境を整備します。

② 外構機能

建物外部において来場者が安全かつ円滑に移動できるよう、車両と歩行者の動線分離に配慮するなど、利用しやすい環境を整備します。

また、周囲の景観との調和を図るとともに、構内の植栽を工夫することなどにより、落ち着きとやすらぎを感じられる外部空間を形成します。

4) その他(施設全体に共通する機能と方針)

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての来場者が安全かつ円滑に利用できる環境づくりに配慮するとともに、利用者と事業者の動線分離や見やすいサイン表示により、誰もが利用しやすい施設とします。

また、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化により環境への負荷を抑えるとともに、維持管理や設備更新のしやすさに配慮し、長く安定して利用できる施設とします。さらに、ライフサイクルコストの縮減を見据え、無理や無駄のない、経済性に配慮した施設整備を行います。

(2) 諸室等の規模

新斎場に整備する諸室等の計画方針及び設計上の目安となる面積を以降に示します。
なお、新斎場全体の延床面積は、第8章で示します。

1) 火葬部門

諸室等名称	計画方針	目安面積 (㎡)
エントランス ホール	・ 会葬者用のエントランスホール。 ・ 柩(ひつぎ)の移動に配慮した通路幅を確保する。	220
告別室・ 収骨室・ 炉前ホール	・ 最後のお別れや火葬後にご遺骨を骨壺に収める場。 ・ 告別室と収骨室、炉前ホールは兼用とすることで延床面積の縮減を図るとともに、個室化により葬家のプライバシー性に配慮する。室数は供用開始時点の火葬炉数と同数の6室設置するが、将来的に火葬炉を2基増設した場合にも対応可能な配置とする。 ・ やわらかな光や素材により、厳かさとあたたかみを兼ね備えた空間とする。 ・ 1会葬あたりの会葬者数は30名程度を想定とする。 ・ 1人あたりの専有面積を1.5㎡/室以上とする。 ・ 1室あたりの面積:1.5㎡/人×30人=45㎡/室以上とする。	270
炉室・炉機械室	・ 火葬炉や集塵装置等を設置する場。 ・ 6基+2基分の予備スペースを確保する。 ・ 炉芯間隔は3.5m以上確保する。 ・ 奥行は10m以上確保する。 ・ 作業員・メンテナンス業者の適切な作業スペースを確保する。	1,000
待合ホール	・ 待合室を利用しない葬家・会葬者等が利用する場。 ・ 見通しの良い空間とし、ソファ等を設置する。	330
待合室	・ 火葬の間、葬家や会葬者が休憩する場。 ・ 炉数(予備炉を含む)と同数の8室設置する。 ・ 火葬の間、葬家が落ち着いて過ごすことができるよう、周囲からの視線や音に配慮した独立性の高い空間とする。 ・ 内装や照明、しつらえを工夫し、あたたかさやすらぎを感じられる居心地のよい空間とする。 ・ 1会葬あたりの待合室利用者数は30名程度を想定とする。 ・ 1人あたりの専有面積を1.5㎡/室以上とする。 ・ 1室あたりの面積:1.5㎡/人×30人=45㎡/室以上	360
トイレ・湯沸室	・ 男子/女子/バリアフリートイレを設ける。 ・ 各待合室からの距離に配慮する。	90
売店	・ 待合ホールの近傍に設置する。	適宜
授乳室・ キッズスペース	・ 授乳室・キッズスペース利用者とその他施設利用者の双方に配慮した配置・仕様とする。	適宜

2) 式場部門

諸室等名称	計画方針	目安面積 (㎡)
ロビー	- 通夜・告別式等の受付場所、通夜・告別式参列者が待機する場。 - 複数の式場の同時利用時にも混乱しない明確な動線とする。	190
式場	- 通夜・告別式等を執り行う場。 - 全室を同時利用する可能性を踏まえ、各室の防音性に配慮する。 50名以下の仕様を基本とし、室数を3室とする。 1人あたりの専有面積を1.5㎡/人以上とする。 1室あたりの面積：1.5㎡/人×50人＝75㎡以上	230
式場控室	- 通夜・告別式等の参列者控室。 - 飲食可能な仕様とし、机や椅子等を設置。 - 式場の室数と同数とする。	110
葬家控室	- 通夜・告別式等の葬家控室。 - 葬家が心穏やかに過ごせるよう、和室を基本とし、水回りを完備する。 - 式場の室数と同数とする。	
宗教者控室	- 僧侶・神官・牧師等の控室。 - 式場の室数と同数とする。 15㎡/室×3室程度とする。	45
霊安室	- 火葬までの間、ご遺体を一時的に保管する設備(冷蔵機能付)を備えた場。 - 屋外からのご遺体の搬入動線に配慮する。	40
トイレ・湯沸室	男子/女子/バリアフリートイレを設ける。	80
更衣室	通夜・告別式参列用に衣類を着替える場。	15

3) 管理部門

諸室等名称	計画方針	目安面積 (㎡)
事務室	・ 予約システムサーバー(表示・放送)・端末、ブレーカー、自動火災報知機、受付窓口の機能を併せ持つ職員執務室。 ・ 職員数は、12 人程度と想定する。 ・ 新営一般庁舎面積算定基準を参考に、50 ㎡とする。	50
会議室	・ 職員全員が集合し会議可能な場と想定し、3㎡/人とする。 ・ 目安面積:3㎡/人×12 人=36 ㎡	36
関係者控室	・ 葬祭業者やマイクロバス運転手等の控室。 ・ 告別室付近や式場付近など分散して配置する。 ・ 15 ㎡/室×2室、10 ㎡/室×3室程度とする。	60
制御室	・ 火葬炉設備を管理・監視するための場。	30
残灰・飛灰処理室	・ 収骨時に残った骨や火葬で生じた灰を、処理業者引き取りまで一時的に保管する場。	60
従業員用休憩室・トイレ等	・ 葬家・会葬者の動線との分離に配慮し配置する。	30
設備関係室	・ 設備のメンテナンス等にも配慮した必要スペースを確保する。	適宜
その他(通路・階段、倉庫、台車庫等)	・ 車寄せは、雨天時にも濡れることがないよう上部に庇を設ける。 ・ 倉庫・台車庫は構造上生じる余剰スペースを積極的に活用する。 ・ 利用者と職員の動線分離のため、バックヤード動線及び作業空間を十分確保する。 ・ 施設内の移動動線は神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等を満足する。	適宜
駐車場	・ 既存斎場の利用実態や、葬祭業者を対象にしたアンケートの結果等をもとに、必要な台数を 150 台程度(マイクロバスを含む)とする。 ・ 既存斎場の利用実態から、大型バスでの来場は想定されない。 ・ 事業者がバックヤードから搬出入するためのスペースや、搬出入口に庇を設ける。	—

2 配置・動線

(1) 施設配置及び動線

1) 敷地内のゾーニング

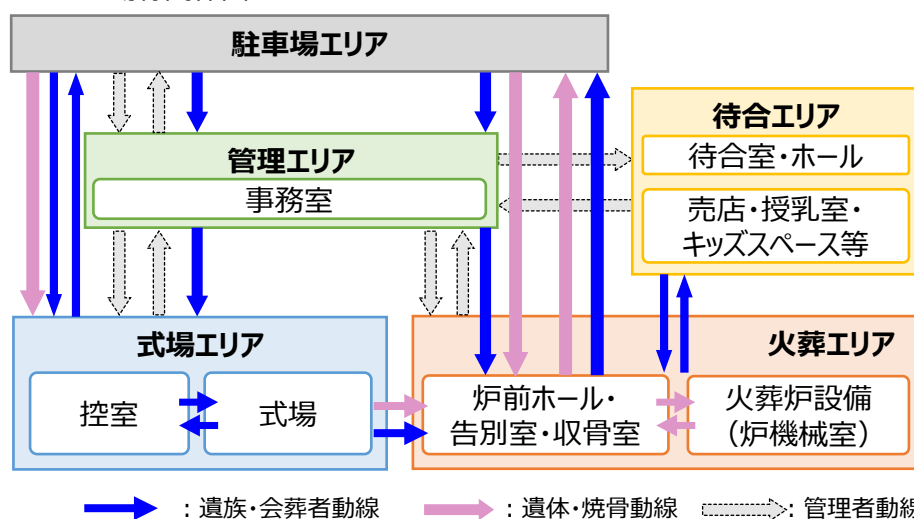
敷地内のゾーニングとして、火葬エリア、待合エリア、式場エリア、管理エリア、駐車場エリアの5つに分類します。各エリアの特徴及びエリア間の関係図を図表 35、図表 36 に示します。

駐車場エリア及び管理エリアは、式場利用者と火葬利用者の双方が利用するため、火葬エリア及び式場エリアからの動線を明確にする必要があります。一方、待合エリアは、基本的に火葬エリアを利用した後移動する流れとなるため、葬家・会葬者による利用が主となります。

図表 35 エリア分類

部門名	エリア名	特徴
火葬部門	火葬エリア	・火葬炉を中心に火葬に係る室を配置するエリア ・火葬場利用者全員が利用し、柩の移動が伴う
	待合エリア	・火葬中の待合に係る室を配置するエリア ・主たる利用者は葬家・会葬者
式場部門	式場エリア	・通夜・告別式に係る室を配置するエリア ・式場利用者のみの利用であり、柩の移動が伴う
管理部門	管理エリア	・施設全体の管理に係る室を配置するエリア ・事務室は火葬エリア・式場エリアの双方に近い方が望ましい
	駐車場エリア	・車両の駐車スペース ・新斎場利用者全員が利用する

図表 36 エリアの動線関係図



※霊安室は式場エリア付近が望ましい

2) エリア配置

各エリアについて、1階と2階のどちらに配置するかにより、特徴が異なります。全エリアを1階に配置する平屋案を採用した場合、平場部が限られた予定地においては駐車場エリアの面積を圧迫することになります。待合・式場複層案は駐車場エリアを広く確保することが可能ですが、柩の上下移動が発生するため移動時間がかかり、スケジュール遅延を招く恐れがあります。

そのため、機能や移動動線の合理性と敷地の有効活用のバランスを鑑み、待合エリアを2階とする待合複層案を基本とします。

なお、待合複層案の場合は1階と2階の移動のための縦動線が必要となることから、階段以外の移動手段を複数確保することや、参列者と事業者の動線分離に配慮する必要があります。

図表 37 エリア配置パターン比較表

		平屋案	待合複層案	待合・式場複層案
断面イメージ	2F	設備	設備 待合	設備 待合 葬祭
	1F	待合 火葬 管理 葬祭 駐車場	火葬 管理 葬祭 駐車場	火葬 管理 駐車場
駐車場エリアの確保		△ 建築面積が最も大きくなるため、駐車場エリアの面積を圧迫する。	○ 建築面積が平屋案より小さく、待合・式場複層案より大きい。駐車场面積は十分確保可能。	◎ 建築面積が最も小さくなるため、駐車場エリアの面積が最も大きく確保できる。
施設内動線	葬家・会葬者	△ 建物が平面的に広がるため、移動動線が長くなる恐れあり。	○ 1階と2階の上下移動は生じるが動線は明確。	△ 式場エリア利用者は1階と2階の上下移動が複数回あり負荷がかかる。
	柩	○ 1階と2階の上下移動なし。	○ 1階と2階の上下移動なし。	△ 1階と2階の上下移動あり。
周辺環境との調和		◎ 建物高さを最小限に抑えることができ、環境と調和しやすい。	○ 一部2階建てとなるが、1階の面積の方が広い。	△ 2階の面積が広く他2案より建物の存在感が出る恐れあり。
改修（建替え）等のしやすさ		○ 式場エリアを別棟とすることで、火葬場・式場単独で運用が可能であり、式場の改修時等において柔軟性が高まる。	○ 式場エリアを別棟とすることで、火葬場・式場単独で運用が可能であり、式場の改修時等において柔軟性が高まる。	△ 基本的に火葬場と式場が一体となるため、火葬場・式場単独での改修等や解体が困難。
評価		・ 周辺環境との調和に優れた案。 ・ 広い敷地が求められる。	・ 機能上、複層化可能なエリアのみ2階に配置した合理的な案。	・ 施設内の動線には課題があるが、敷地に占める建物の割合を最小限とした案。

待合エリア
 火葬エリア
 管理エリア
 葬祭エリア
 駐車場エリア
 ➡ 葬家・会葬者動線 ➡ 遺体・焼骨動線
 設備

(2) 駐車場及び車両動線

駐車場は、施設利用者が迷うことなく利用できるよう、駐車場の配置および車両動線は分かりやすくシンプルな構成とし、円滑な入出場が可能な計画とします。

また、駐車場から建物までの歩行者動線について、車両動線との分離等により、安全で安心して利用できる環境の確保に努めます。

3 建築計画

(1) 告別室・収骨室・炉前ホール

告別室、収骨室、炉前ホールの構成は、機能を兼用するか否かによりいくつかのパターンがあり、各パターンで特徴が異なります。葬家のプライベート空間の確保及び敷地の有効利用や経済性を考慮し、施設のコンパクト化を図る観点から、告別室・収骨室・炉前ホール兼用とすることを基本とします。

図表 38 告別室・収骨室・炉前ホールの構成

構成	イメージ図	特徴
告別室、収骨室、炉前ホールが全て独立		メリット - 火葬タイムテーブルの遅延等に柔軟に対応可能。 - 各室の機能にあった設えが可能。 デメリット - 炉前ホールや各室をつなぐ廊下を要するため、延床面積が大きくなる可能性あり。 - 告別室と収骨室の位置が異なるため利用者動線が複雑になる恐れあり。
告別室・炉前ホールは兼用、収骨室は独立		メリット - 告別から火葬炉に納めるまでの流れを同一空間で対応可能。 - 葬家の到着遅れや火葬時間の延長にも対応し易い。 デメリット - 収骨室へのご遺骨の移動動線に告別室・炉前ホールが含まれるためスケジュール調整が必要。 - 告別室と収骨室の場所が異なることで葬家・会葬者が混乱する可能性あり。
告別室・収骨室・炉前ホール兼用		メリット - 葬家ごとのプライベート性向上。 - 一般的に建物のコンパクト化が可能。 - 動線が明確でわかりやすい。 デメリット - スケジュール遅延が同室を利用予定の別葬家のスケジュールに直接影響する。

(2) 待合室

待合室は、ご遺体の火葬中に葬家が待機し、食事等をする場所です。既存斎場と同様に、葬家ごとの待合室（30 人想定）に加え共用の待合スペースを設けます。

待合室は、葬家ごとのプライバシーや心情に十分配慮し、空間的・視覚的な独立性を確保します。一方で、待合スペース全体としては、閉塞感の軽減と滞在時の心理的負担の緩和を図るため、適度な開放性を持たせた空間構成とし、採光や視線の抜けに配慮した明るく落ち着いた環境を創出します。これにより、施設利用者同士の距離感に配慮しつつ、全体としてゆとりと安心感のある待合空間とします。

(3) 式場

式場は、通夜・葬儀を執り行う場所です。既存斎場は、式場施設として大式場（100 名用）と小式場（75 名用）の 2 室が設置されています。近年の利用率は概ね 90%を超えており、市民からの需要が高いことがわかります。利用人数としては、近年の葬儀の小規模化の流れを受け 20 名以下での利用が中心ではあるものの、50 名程度までは一定の需要があります。このことから、新斎場においては以下の方針で式場を設置します。

《方針》

- 20 人以下の小規模な告別式が需要の中心であるが、50 人規模の式場についても一定数のニーズがあることを踏まえ、定員 50 人以下の仕様を基本とします。
- 2 室を有する既存斎場の式場利用率が極めて高いことや、葬祭業者のニーズを踏まえ、室数を 3 室とし、総使用人数は 150 人以下を基本とします。
- なお、間仕切りによる式場の連結利用など柔軟な運用が可能な仕様を基本とします。

式場は、故人との最期の時間を落ち着いた環境の中で過ごせるよう、火葬部門と分離して配置し、葬家ごとの独立性を備えた空間構成とします。動線の交錯を回避するため、葬家ごとに独立したユニット構成とし、式場、控室、トイレ等はユニット単位での設置を基本とします。

さらに、葬家・参列者動線と業者動線を明確に分離することで、式の進行の円滑化と利用環境の質の向上を図ります。

4 構造計画

(1) 耐震安全性

新斎場（火葬場）は、原則、災害時においても機能継続が求められます。そのため、耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に基づき、構造体はⅡ類、建築非構造部材は A 類を基本とします。

図表 39 耐震安全性の目標(構造体・建築非構造部材)

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築費構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加え十分な機能確保が図られるものとする。

(2) 建築物の構造種別

新斎場の構造種別は、火葬場としての基本的な機能を十分に満足する RC 造を基本とし、大スパン部において部分的に SRC 造や S 造を採用するなど、諸室機能に応じた合理的で経済的なハイブリッド構造を採用します。具体的な構造は、今後の検討の中で決定していきます。

図表 40 構造種別の比較

項目	鉄骨造 (S 造)	鉄筋コンクリート造 (RC 造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)
特徴	鋼材を使用した、粘り強さに優れた構造。	鉄筋とコンクリートを使用した、耐震性に優れた構造。	鉄筋とコンクリートを使用した、耐震性に優れた構造。
空間自由度	◎ ・ 10mを超える柱間可能。	○ ・ 10m以下の柱間可能。	◎ ・ 10mを超える柱間可能。
耐久性	○ ・ 耐火被覆や防食塗装により、耐久性を確保。	◎ ・ コンクリートで覆われており強度、耐久性に優れる。	◎ ・ コンクリートで覆われており強度、耐久性に優れる。
防音・防振性	△ ・ 鋼材が振動しやすく、遮音性能は他構造に劣る。	◎ ・ 質量が大きく、遮音性及び防振性に優れる。	○ ・ RC 造に近い遮音性及び防振性を有する。
施工性・工期	◎ ・ 一般的な工法で施工容易。 ・ RC 造に比べ短工期。	○ ・ 一般的な工法で施工容易。 ・ S 造より工期を要する。	△ ・ 煩雑な工事で高難易度。 ・ 長い工期を要する。
経済性	○ ・ 特殊条件が無い場合に限り経済性優位だが、資材高騰など社会情勢による。	○ ・ 一般的に S 造に比べやや高いが、社会情勢による。	△ ・ S 造に比べコンクリートが加わる分、最も割高となる。
評価	○ ・ 空間自由度や施工性に優れるが、耐久性及び防音・防振性で劣る。	◎ ・ 防音・防振性及び耐久性に優れ、火葬場としては総合的に優位である。	△ ・ 性能は高いが、施工性及び経済性で不利である。

5 設備計画

(1) 耐震安全性

新斎場（火葬場）は、原則、災害時においても機能継続が求められます。耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」に基づき、甲類を基本とします。

図表 41 耐震安全性の目標(建築設備)

部位	分類	耐震安全性の目標
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

(2) 設備の基本方針

1) 共通事項

- 周辺環境への負荷低減に配慮し、省エネルギー性の高い設備の導入や効率的な運用を図ります。
- 初期コストおよび維持管理コストのバランスに配慮し、ライフサイクルコストの低減に資する機器選定を行います。
- 斎場として求められる機能を十分に確保するとともに、設備の冗長性やバックアップ機能を適切に確保し、安定的かつ継続的な運用を図ります。
- 機器交換や点検等に備え、適切なメンテナンススペース、搬出入口を確保します。

2) 電気設備

① 発電設備

- 新斎場の建築設備における耐震安全性は甲類とするため、災害等で電力供給が停止した場合でも機能を継続できるよう、非常用発電機を設置します。
- 非常用発電機は、一般的な水準である 72 時間（3 日間）程度の稼働が可能な能力を備えることを基本とし、仕様に応じた燃料備蓄量等とします。
- 非常用発電機は機器の長寿命化、保守性の向上、離隔距離確保等を考慮し、屋内設置を基本とします。

② 電気設備

- 新斎場の規模では電力を高圧で引き込む必要があるため、受変電設備（高圧受電盤、変圧器）、分電盤、制御盤などを設置します。
- 受変電設備等は、機器の長寿命化、保守性の向上、離隔距離確保等を考慮し、屋内設置を基本とします。

③ 消火設備

- 消防法、火災予防条例、所管消防の指導等に基づき、適切に各種設備を設置します。

④ 空調設備

- 葬家・会葬者が快適に過ごせるよう、滞在環境の質を高める空調方式とします。
- 炉室等においては、火葬炉設備等から発生する熱に配慮した空調とし、作業する職員にとっても負担の少ない環境づくりとします。

⑤ 給水設備

- 新斎場の建築設備における耐震安全性は甲類とするため、災害等で給水が停止した場合でも機能を継続するため受水槽を設置します。
 - 予定地周辺に独立した受水槽室及びポンプ室（機械室一体形受水槽）を設置し、ポンプにより新斎場へ圧送する計画とします。
- ※詳細は、7(1)にて後述します。

⑥ その他

- 上記のほか、消防法等の各種法令に基づき、適切に各種設備を設置します。

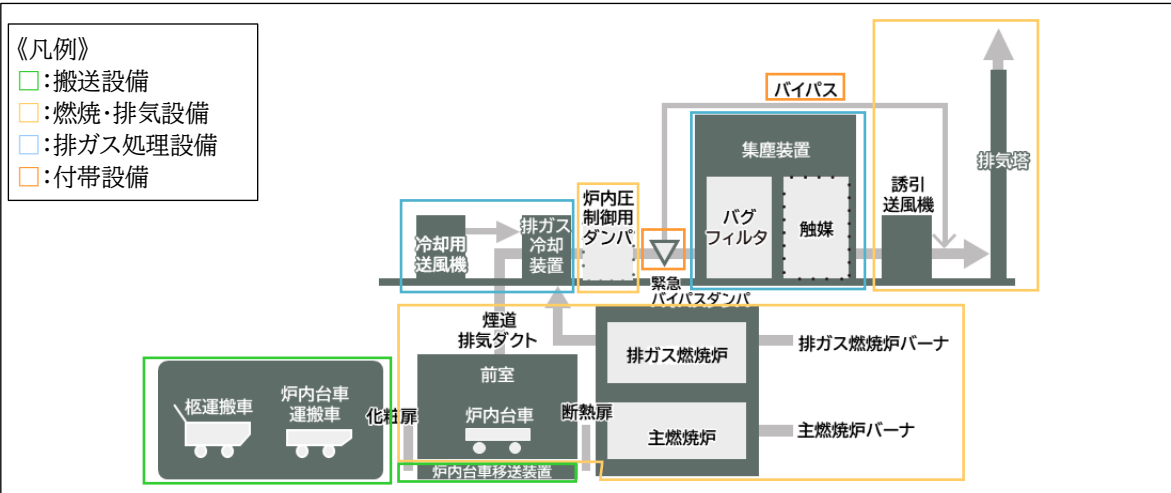
6 火葬炉設備計画

(1) 火葬炉の仕組み

1) 火葬炉設備の概要

火葬炉設備は、主に「搬送設備」、「燃焼・排気設備」、「排ガス処理設備」、「付帯設備」の4つのカテゴリーで構成されます。火葬炉設備の概要図を図表 42 に示します。

図表 42 火葬炉設備の構成



参考：火葬場の建設・維持管理マニュアル -改訂新版-／日本環境斎苑協会(平成 30 年 8 月 20 日初版)

図表 43 各設備の概要

カテゴリー	概要
① 搬送設備	柩や炉内台車を主燃焼炉内に搬送する設備
主な設備	柩運搬車、炉内台車運搬車、炉内台車移送装置
② 燃焼・排気設備	燃焼を行い、燃焼ガスを排出する設備
主な設備	炉内台車、断熱扉、主燃焼炉、排ガス燃焼炉、主燃焼炉バーナ、排ガス燃焼炉バーナ、燃焼用空気送風機、炉内圧制御用ダンパ、排風機、排気筒
③ 排ガス処理設備	燃焼ガスを外部に排出するにあたり、環境基準等に適合するように適切に処理する設備
主な設備	冷却装置、冷却用送風機、バグフィルター（集じん器）、触媒
④ 付帯設備	上記設備に付帯する設備
主な設備	残骨灰真空輸送装置、飛灰真空輸送装置、緊急バイパスダンパ、バイパス

2) 各機器の役割・必要な性能

概要に示す設備のうち、主な機器の役割・必要な性能を以下に示します。

① 燃焼・排気設備

■主燃焼炉（室）

ご遺体・柩を燃焼する場所です。炉体は、内部をセラミックファイバ、耐火レンガ、不定形耐火物、断熱レンガの耐火・断熱材とし、外部を鋼板製のケーシングで囲った構造となっています。

■排ガス燃焼炉（室）

主燃焼炉での燃焼にて発生した不完全燃焼の排ガスを、加熱分解することで排ガス中のばいじん、悪臭物質、ダイオキシン類を低減する場です。

② 排ガス処理設備

■冷却装置・冷却用送風機

排ガス燃焼室から発生する高温（800℃以上）の排ガスを、各機器の耐用温度まで下げるための装置です。

■集じん器（バグフィルター）

排ガス燃焼炉にて概ね無機物化した排ガスについて、残存するばいじん等を取り除くための装置です。近年では高効率な集じん器であるバグフィルターを採用することが多くなっています。

■高度排ガス処理装置（触媒）

集じん器を通過した排ガスから、残存するばいじん等をさらに取り除くための装置です。本装置の設置は必須ではなく、集じん器を通過した排ガスについて、環境保全目標値を満足しない懸念がある場合や、一層の環境配慮を要する際に設置します。

③ 付帯設備

■残骨灰真空輸送装置、飛灰真空輸送装置

火葬の際に発生した残骨灰及び飛灰を回収するための装置です。

なお、主燃焼室及び排ガス燃焼室で回収する残骨灰と集じん器で回収する集じん灰は、分別して各々を適切に処理する必要があります。

(2) 仕様の検討

1) 形式

① 炉の形式

火葬炉の形式には「台車式」と「ロストル式」があります。台車式は、柩を載せた台車ごと火葬炉内に搬送し火葬を行う方式であり、ロストル式は、火葬炉内に設置された格子（ロストル）上で火葬を行う方式です。近年は、ご遺骨への配慮や運用性に優れる台車式が主流となっていることから、本施設においても台車式を採用します。

② 大きさ

火葬炉設備において、現在は大型炉同等のサイズの炉を導入することが一般的であり、それに加え超大型炉を設置する斎場もあります。既存斎場は超大型炉の設置がなく、大型のご遺体への対応に限界があることから、新斎場においては超大型炉を1基導入することを基本とします。

2) 燃料

火葬炉の燃料は、灯油、LP ガス、都市ガスのいずれかとするのが一般的です。予定地は都市ガスの供給範囲外であることから、新斎場においては、灯油または LP ガスとなります。

灯油と LP ガスの特徴の比較表を図表 44 に示します。新斎場の火葬炉の燃料は、経済性がよく、敷地をより有効に利用することが可能な灯油を採用します。

図表 44 使用燃料の比較

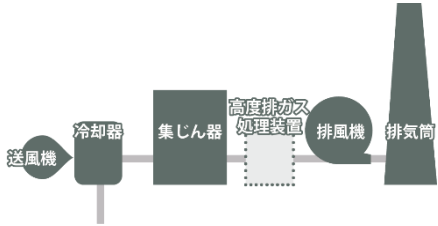
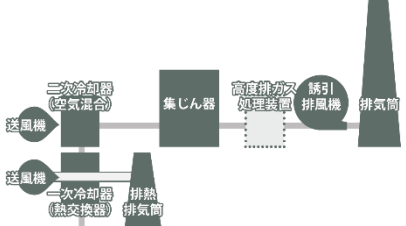
項目	灯油	LP ガス (プロパン)
災害時の停止・ 復旧リスク	○ ・ 通常設備(灯油サービスタンク)にて緊急対応可能 ・ 燃料供給設備がすべて敷地内にあるため、短期間で復旧可能	○ ・ 代替燃料設備(灯油バーナーユニット)にて緊急対応可能 ・ 燃料供給設備がすべて敷地内にあるため、短期間で復旧可能
燃料保存 スペース	◎ ・ 地下タンクの設置が可能	△ ・ 原則、バルク貯槽を地上設置 ・ 周囲に一定の保安距離の確保が必要
環境配慮	○ ・ 環境保全目標値の達成が可能 ・ 灯油に含まれる硫黄の分、LP ガスより Sox 発生量がわずかに多い	◎ ・ 環境保全目標値の達成が可能
燃料費 ※必要熱量／体を (480,000kcal)とし た場合の費用	◎ 単価:約 90 円※ 燃料:約 50L 必要 ➡約 4,500 円／体 ※資源エネルギー庁公表 R8.1 月卸売価格(神奈川県)	△ 単価:約 350 円※ 燃料:約 20 m ³ 必要 ➡約 7,000 円／体 ※石油情報センター公表 R7.10 月卸売価格

3) 方式

① 排気ガスの冷却方式

排気ガスの冷却方式としては、空気混合方式または熱交換方式（空気混合併用）があります。各方式の特徴を図表 45 に示します。

図表 45 火葬炉設備方式の比較

		空気混合方式	熱交換方式(空気混合併用)
模式図			
概要		ダクトを流れる排ガスに対し、送風機を用いて空気をダクト内に吹き込み、排ガスを直接的に冷却する。	排ガスを直接的に冷却する方式と、熱交換(空気冷却)に排ガスを通過させて間接的に冷却する方式を組み合わせる冷却する。
計画	設備サイズ	排ガス量が多くなるため、集じん器のサイズが大きくなる傾向にある。	排ガス量が少なくなるため、集じん器のサイズが小さくなる傾向にある。
	設備点数	設備点数が少なくシンプルな構成である。	設備点数が多くなる。
環境配慮	排ガス量	通常の空気と排ガスとを混合し冷却するため、排ガス量は多くなる。	通常の空気と排ガスとは間接的な接触となるため、排ガス量は少なくなる
	環境保全目標値	目標値以下を満たすことができる。	目標値以下を満たすことができる。
	ダイオキシン抑制効果	800℃から 200℃までの急速冷却を確実に行うことができるため、ダイオキシン類抑制効果が高い。	概ね 800℃から 200℃までの急速冷却が可能だが、ややダイオキシン類の再合成の懸念があるため、高度排ガス処理装置を設置することが多い。
コスト	イニシャル	設備点数が少なくなるためイニシャルコストは低くなる傾向にある。	設備点数が多くなるため、イニシャルコストが高くなる傾向にある。
	ランニング	排ガス量が多いため、集じん器のメンテナンス・交換頻度が高い傾向にある。	排ガス量が少ないため、集じんのメンテナンス・交換頻度が低くなる傾向にある。
運営	メンテナンス性	日常的なメンテナンス(点検、清掃)が少ない。	熱交換器内を定期的(月1回程度)に点検・清掃する必要がある。
	運営難易度	設備システムがシンプルであるため、比較的容易に運用が可能である。	設備機器が多いため、管理範囲が広がる。

② 排気系統方式

排気系統方式は、1つの排気系統に対し何基の火葬炉を設置するかによる方式の違いであり、1基または2基とする事例が多いです。1つの排気系統に対し火葬炉1基とした「1基1系統」と1つの排気系統に対し火葬炉2基とした「2基1系統」の特徴を図表46に示します。

図表 46 排気系統方式の比較

		1基1系統	2基1系統
模式図			※集じん器から1系列とした場合
概要		火葬炉1基に対し、排気設備を1基ずつ設ける方式である。 1基ずつ独立した運用が可能である。	火葬炉2基に対し、排気設備1系統に集約する方式である。 2基同時運用を想定し排気容量を確保することで同時運用が可能である。
運用	火葬能力	1基専用化により正確な炉内制御が可能となるため、2基1系列に比べ燃料使用量や火葬時間のロスが少ない。	2基同時運転する場合には、柩や遺体の状況により一時的に排風機負荷が高まる場合がある。
	故障リスク	1基専用設備であるため、故障時やメンテナンス時にも隣接火葬炉の稼働が可能である。	2基兼用の排ガス処理設備を有するため、排ガス処理設備の故障時やメンテナンス時には、2基分の稼働停止が必要である。
計画	施設面積	1基に対し1つの機械設備が必要となるため、設備機械室の面積が大きくなる。	排気設備の兼用化により、設備機械室のコンパクト化が可能である。
コスト	建設コスト	2基1系統に比べ、火葬炉設備費が割高である。	排気設備の兼用が可能であるため、1基1系統に比べ火葬炉設備費が割安である。
	運営コスト	1基分の火葬負荷しか負担しないため、修繕サイクルの長期化が可能である。	2基分の火葬負荷を負担するため、1基1系統に比べ修繕サイクルが短い。

7 インフラ設備計画

インフラ設備として、給水、排水、ガス、電気の現況及び方針を整理します。

(1) 給水

県道 513 号（鳥屋川尻）にΦ150 の配水管が敷設されていますが、予定地までは配水管が敷設されていません。既設配水管から新斎場に引き込むに際し、既設配水管の敷設位置と予定地は高低差があり、新斎場の高さまで水を引き込むことが困難と見込まれます。

そのため、予定地周辺に独立した受水槽室及びポンプ室（機械室一体形受水槽）を設置し、ポンプにより新斎場へ圧送する計画とします。

(2) 排水

予定地周辺は、公共下水道を整備する区域ではないため、汚水および雑排水については合併処理浄化槽により適正に処理した上で、近傍の側溝へ放流する方針とします。

また、雨水処理については、地下水かん養などを図るとともに、土地の形質変更による雨水の流出量の増加などについては、必要に応じて雨水調整池等の設置について検討します。なお、設置が必要な場合は、敷地の地下等の活用などを検討し、近傍の側溝等へ放流する方針とします。

(3) ガス

予定地周辺は都市ガスの供給範囲外です。新斎場において、給湯室および火葬炉作業員のシャワー設備における温水利用が想定されますが、これらについてはプロパンガス、電気いずれかによる給湯システムにより対応可能です。設計段階で経済性等を勘案した上で、建物に使用する燃料を設定し、ガスの要否を決定します。

(4) 電気・通信

予定地近傍には東電柱が設置されており、グラウンド入口まで架空線にて高圧電線が延びています。

現状の契約状況から、高圧受電ではなく低圧受電をしているものと推察されます。新斎場では、受変電設備により高圧で受電した電力を低圧へ変換し、施設内部の各種設備に供給する方針とします。設計段階で具体的な電気容量を算出し、関係機関と協議のうえ、受電申し込みを進める必要があります。

また、通信については関係機関と協議の上、必要な対応をします。

第6章. 土地利用計画

1 環境緑地計画

新斎場の予定地である津久井地区は、丹沢山地や宮ヶ瀬湖、相模湖・津久井湖に囲まれた豊かな自然と、地域に根差した落ち着いた住環境が共存する地域です。

こうした地域特性を踏まえ、地域住民の住環境への影響低減や自然環境の保全を図るとともに、施設利用者の心の安らぎに配慮するため、予定地内に環境緑地を整備します。

(1) 基本的な考え方

予定地周辺は山林に囲まれています。山林を超えた西側の地域は住宅地となっています。住宅地と予定地の間に山林を挟んでいますが、予定地は住宅地より高い場所に位置しているため、予定地の西部は緩衝帯となる緑地を計画します。

また、コンセプトに掲げたとおり、将来にわたって地域の方々が厳かに故人をお見送りできる斎場を目指し、事業区域内に周辺の山林の一部を取り込み保全することで、新斎場にふさわしい環境の確保を図ります。さらに、利用者が敷地内を移動する際も、植栽計画により緑に包まれながら建築物のエントランスへ導くなど、ご遺族の心情に配慮した緩やかなアプローチ動線とします。

図表 47 予定地周辺の航空写真

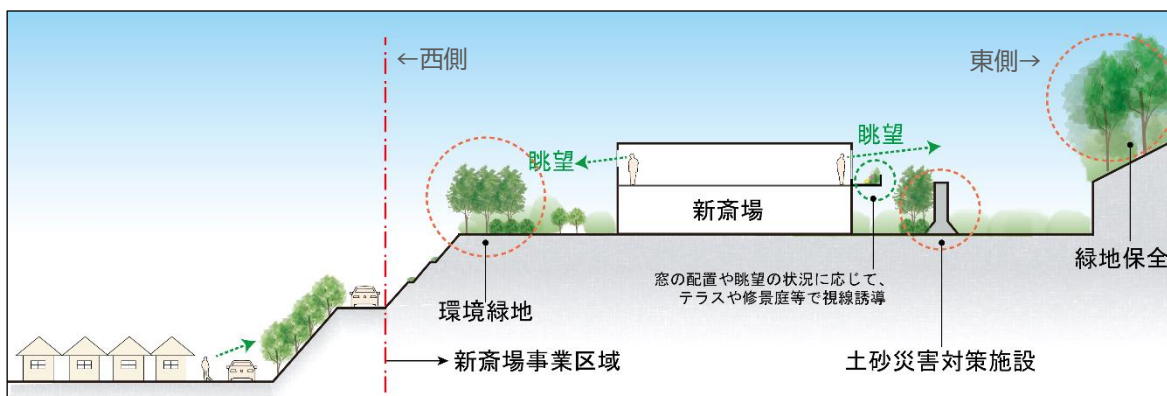


出典:GEOSPACE(NTT インフラネット(株)提供)

(2) 環境緑地のイメージ

断面イメージを図表 48 に示します。敷地西部の緑地は、外部から新斎場の存在感を和らげる緩衝緑地と、施設利用者の心に安らぎを与える鑑賞緑地としての2つの機能を持たせます。

図表 48 断面イメージ

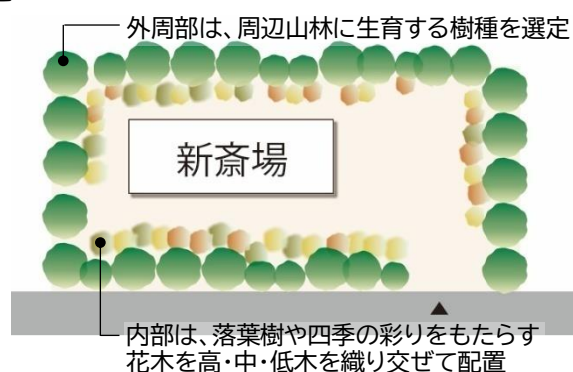


平面イメージを図表 49 に示します。敷地外周部の植栽は、周辺環境との調和を図るとともに、樹木の健全な生育のため、地域に生息する樹種を中心に構成します。

また、内部の植栽は、四季の移ろいを感じられる花木や落葉樹等で構成します。

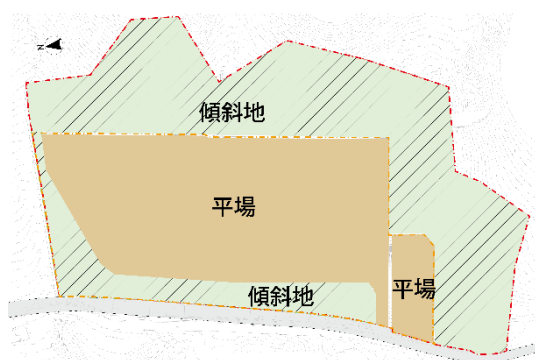
なお、具体的な樹種は、経済性や維持管理性を考慮し、設計段階で決定します。

図表 49 平面イメージ

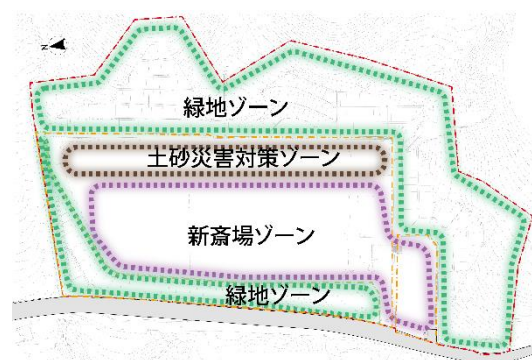


2 ゾーニング

事業区域内は、平場と傾斜地にわかれています。造成等を最小限とするため、平場部に建築物や土砂災害対策施設を配置し、傾斜地を緑化することを基本とします。



事業区域内の高低差



事業区域内ゾーニング

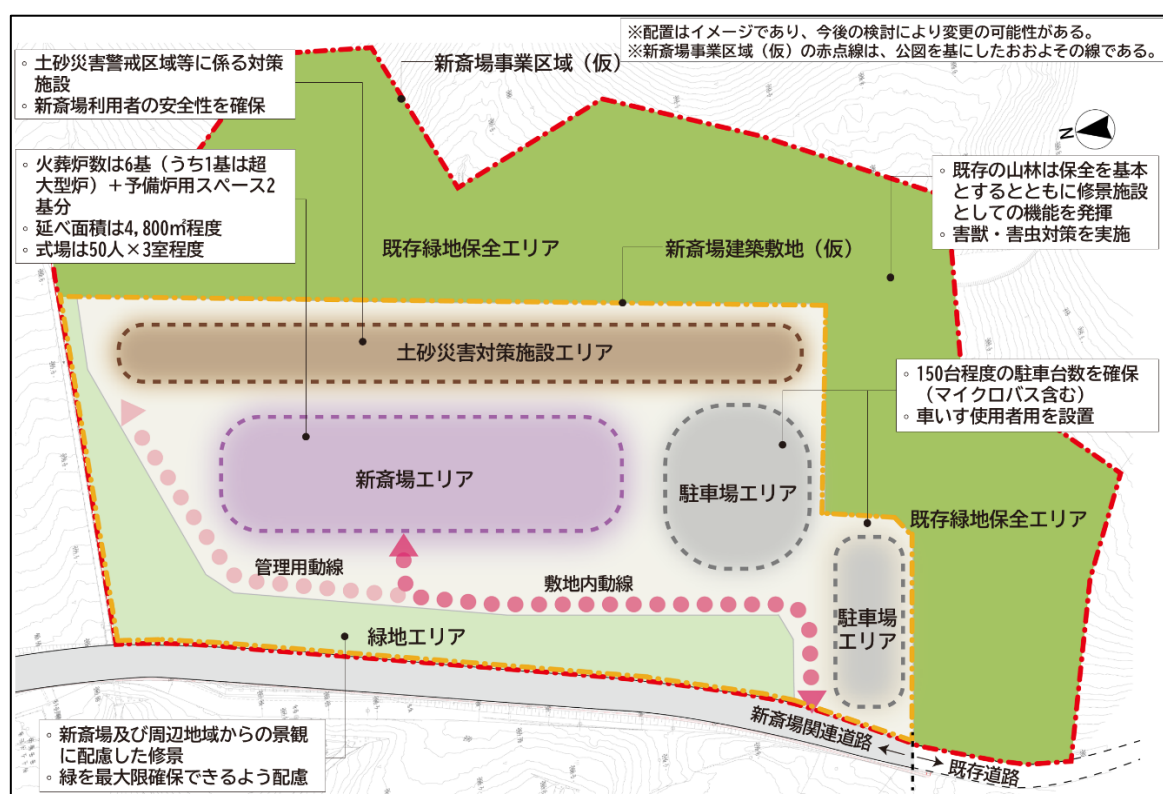
3 土地利用計画図

前節の事業区域内ゾーニングを踏まえた土地利用計画図を図表 50 に示します。

現在、グラウンドとなっている部分に新斎場エリア、駐車場エリア、土砂災害対策施設エリアを配置します。また、グラウンド部のみでは駐車台数が確保しきれないため、敷地南部の一段高くなっている部分をあわせて駐車場エリアとします。その他の部分は環境緑地としますが、東部と南部の既存の山林は保全することを基本とし、修景施設としての機能を発揮するよう努めます。西部は関連道路整備とあわせて擁壁を再構築することになりますが、擁壁以外の場所は新規樹木等を植樹し、緑化を図ります。

図表 50 のとおり、新斎場の建築敷地を黄点線で、事業区域を赤点線で示します。なお、事業区域外の補助的・付帯的な土地の確保については今後必要に応じて検討します。

図表 50 土地利用計画図



施設		規模
新斎場建物		延床面積：4,800 ㎡程度
駐車場		150 台程度（マイクロバス含む）
環境緑地	経営許可	建築敷地面積の 25%以上
	開発基準条例	建築敷地面積の 20%以上
	その他	敷地の約 60%（基本構想で設定）
受水槽		必要容量：約 12 ㎡ ※設計時に要再検討
雨水調整池		雨水調整池設計基準に示す計算方法に基づく

第7章. 造成・基盤整備計画

1 基本的な考え方

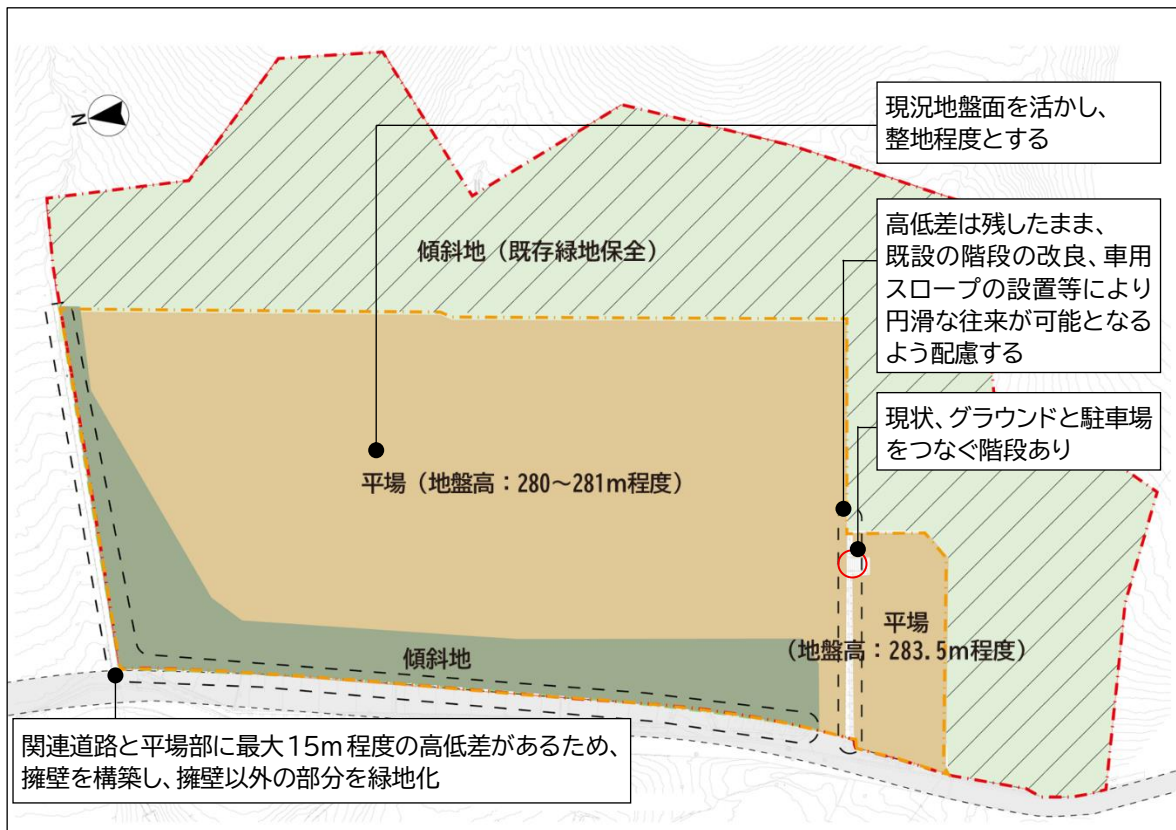
第6章.2 に示したとおり、事業区域内は、平場と傾斜地にわかれています。整地計画の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

- ・ 造成範囲を最小限とするため、新斎場、駐車場、土砂災害対策施設は平場部に設けることを基本とします。
- ・ 事業区域内で切土・盛土の土量バランスを図り、残土処分量を極力抑制します。
- ・ 敷地内の勾配を適切に設定し、雨水が円滑に流れるよう配慮します。
- ・ 周辺の景観や自然環境に配慮し、既存樹木の保全や緑地の確保に配慮します。
- ・ 前面道路（関連道路）との円滑な接続が可能な高さとしします。

2 造成・整地の方針

造成・整地の方針を図表 51 に示します。

図表 51 造成・整地の方針

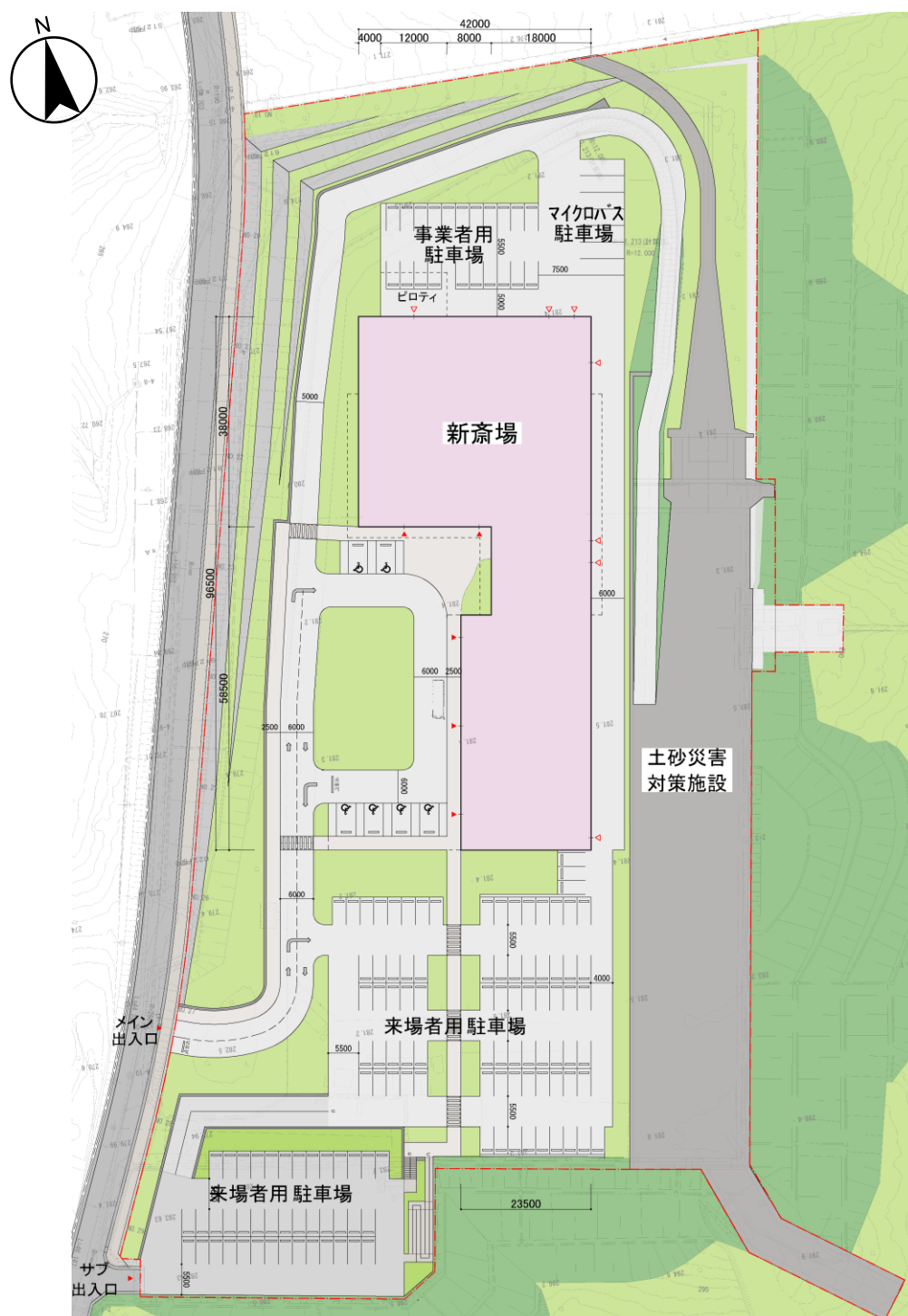


第8章. 基本計画図等

新斎場の配置図、施設イメージを検討しました。新斎場の延床面積は約 4,800 m²となります。

なお、あくまで現時点でのイメージになりますので、実際の配置図等は設計段階で改めて作成します。

1 配置図



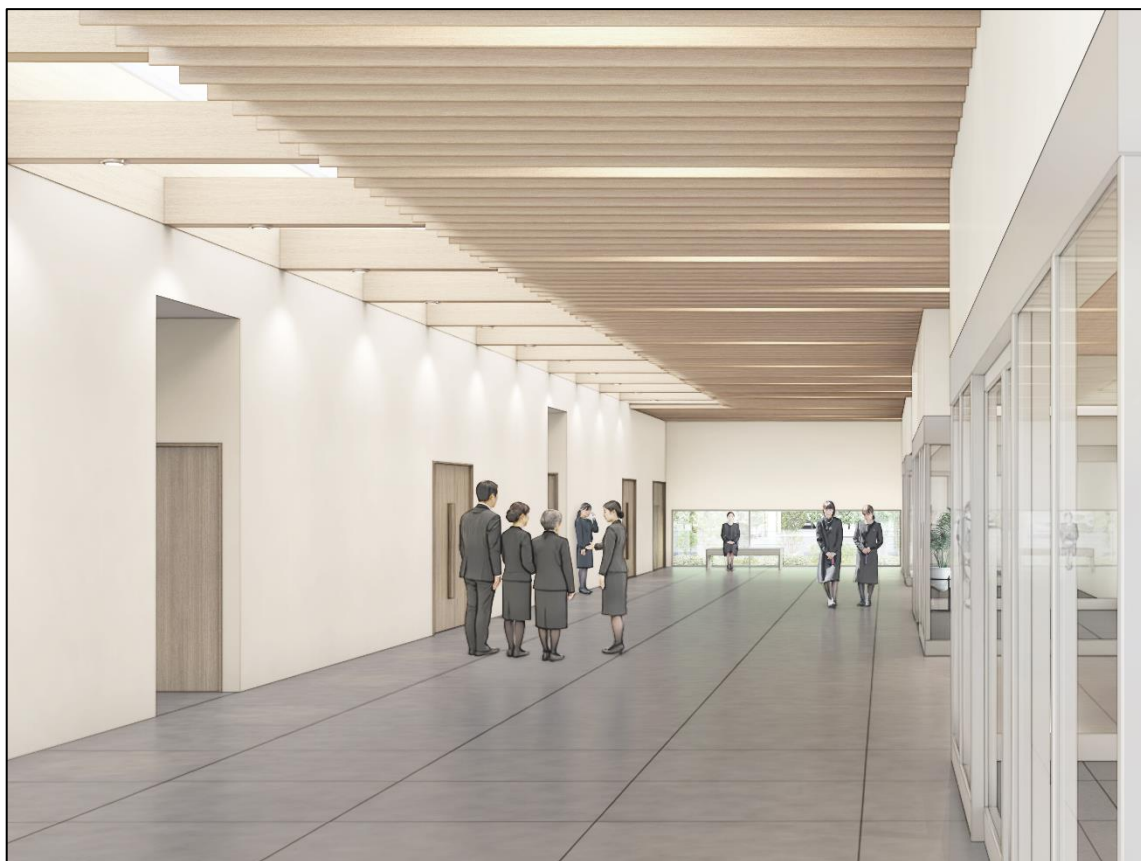
2 新斎場のイメージ



施設全体イメージ



外観イメージ



内観イメージ

第9章 環境保全計画

1 新斎場整備による周辺環境への影響

新斎場の整備に伴う周辺環境への影響を確認するため、令和2年度に自主的な環境影響調査を実施しました。本調査では、大気質や騒音、振動、地表水等の項目について評価をしており、いずれの項目でも目標値等を満足すると予測され、新斎場整備に伴う影響は少ないものと確認されました。

図表 52 環境影響調査の結果概要

項目	対象	予測
大気質	建設機械の稼働に伴う影響	長期予測、短期予測ともに整合を図るべき目標値を満足すると予測する
	工事用車両の走行に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
	煙突排ガスの排出に伴う影響	
	会葬車両の走行に伴う影響	
騒音	建設機械の稼働に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
	工事用車両の走行に伴う影響	
	会葬車両の走行に伴う影響	
振動	建設機械の稼働に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
	工事用車両の走行に伴う影響	
	会葬車両の走行に伴う影響	
悪臭	煙突排ガスの排出に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
地表水	施設排水の排出に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
動物	工事中的影響 (希少猛禽類)	希少猛禽類の営巣木は予定地から 400m以内に存在しないため、希少猛禽類の生息の変化はないか、少ないと予測する
	供用時の影響 (ホタル類、魚類)	環境影響保全措置により施設排水は適切に処理されるため、施設稼働によるホタル類、魚類の生息の変化は極めて少ないと予測する
危険物	危険物の漏えいに伴う影響	適切に保管し、緊急時の処置規程を徹底することにより、危険物の漏えいに伴う火災、爆発等に係る安全性は確保されると予測する
交通混雑	工事用車両の走行に伴う影響	整合を図るべき目標値を満足すると予測する
	会葬車両の走行に伴う影響	
交通安全	工事用車両の走行に伴う影響	適切な環境保全措置を実施することにより、交通安全は確保できると予測する
	会葬車両の走行に伴う影響	

※本計画で示した施設の想定規模よりも、やや大きな規模を想定して調査を実施

2 環境保全目標値

環境保全目標値の設定に際しては、以下の条例・資料に示された数値のうち、最も厳しい値を選定します。

- ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・施行規則（以下、「環境保全条例」という。）
- ・ 火葬炉設備の選定にかかるガイドライン作成に関する研究（平成 2 年度厚生行政科学研究）（以下、「ガイドライン」という。）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月厚生省生活衛生局通達）（以下、「削減対策指針」という。）
- ・ 火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会）（以下、「マニュアル」という。）

供用開始後は、当該目標値を満足するよう、適切な施設運営に努めます。

図表 53 環境保全目標値一覧(排ガス濃度)

排 ガ ス 濃 度	項目	環境保全目標値	ガイドライン	削減対策指針	マニュアル
	ばいじん(g/m ³ N)	0.01 以下	0.03 以下	—	0.01 以下
	硫黄酸化物(ppm)	30 以下	30 以下	—	30 以下
	窒素酸化物(ppm)	250 以下	300 以下	—	250 以下
	塩化水素(ppm)	50 以下	50 以下	—	50 以下
	一酸化炭素(ppm)	30 以下	—	—	30 以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1 以下	—	1 以下	1 以下
	備考	・ 排気筒出口 ・ 酸素濃度 12% 換算値			・ 排気筒出口 ・ 酸素濃度 12% 換算値

図表 54 環境保全目標値一覧(悪臭物質濃度・臭気濃度・騒音・振動)

悪臭物質濃度	項目(ppm)		環境保全目標値	生活保全条例	ガイドライン	マニュアル
	アンモニア		1 以下		1 以下	1 以下
	メチルメルカプタン		0.002 以下		0.002 以下	0.002 以下
	硫化水		0.02 以下		0.02 以下	0.02 以下
	硫化メチル		0.01 以下		0.01 以下	0.01 以下
	二硫化メチル		0.009 以下		0.009 以下	0.009 以下
	トリメチルアミン		0.005 以下		0.005 以下	0.005 以下
	アセトアルデヒド		0.05 以下		0.05 以下	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド		0.05 以下		—	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド		0.009 以下		—	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド		0.02 以下		—	0.02 以下
	ノルマルバレールアルデヒド		0.009 以下		—	0.009 以下
	イソバレールアルデヒド		0.003 以下		—	0.003 以下
	イソブタノール		0.9 以下		—	0.9 以下
	酢酸エチル		3 以下		—	3 以下
	メチルイソブチルケトン		1 以下		—	1 以下
	トルエン		10 以下		—	10 以下
	スチレン		0.4 以下		0.4 以下	0.4 以下
	キシレン		1 以下		—	1 以下
	プロピオン酸		0.03 以下		0.03 以下	0.03 以下
	ノルマル酪酸		0.001 以下		0.001 以下	0.001 以下
	ノルマル吉草酸		0.0009 以下		0.0009 以下	0.0009 以下
	イソ吉草酸		0.001 以下		0.001 以下	0.001 以下
	備考		・ 排気筒出口		・ 排気筒出口	・ 排気筒出口
臭気濃度	項目		環境保全目標値	生活保全条例	ガイドライン	マニュアル
	排気筒出口		500 以下	一律の基準なし (排気筒高さ等により変化)	1000 以下	500 以下
	敷地境界		10 以下	30 以下 (臭気指数 15)	10 以下	10 以下
騒音	項目(dB(A))		環境保全目標値	生活保全条例※	ガイドライン	マニュアル
	作業室内	1 炉稼働時	70 以下	—	70 以下	70 以下
		全炉稼働時	80 以下	—	80 以下	80 以下
	炉前ホール (全炉稼働時)		60 以下	—	60 以下	60 以下
	敷地境界 (全炉稼働時)		50 以下	昼間 55 以下	50 以下	50 以下
振動	項目(dB)		環境保全目標値	生活保全条例※	ガイドライン	マニュアル
	敷地境界 (全炉稼働時)		65 以下	昼間 65 以下		

※昼間は午前 8 時から午後 6 時までを指す。

第10章 防災・避難計画

1 災害対策

(1) 地震

建築基準法に基づく耐震性能の確保を基本とし、基礎形式の適切な選定や擁壁等の安定確保により構造安全性を確保するとともに、非構造部材の落下・飛散防止対策を講じます。

また、火葬炉設備の耐震化及び安全機能の確保を図るとともに、非常用発電設備等の整備により、ライフライン途絶時の機能維持に配慮します。

(2) 風水害

想定浸水深を踏まえた建物計画や重要設備の高所配置、止水対策により浸水リスクの低減を図るとともに、排水計画及び土砂災害対策により敷地内の安全性を確保します。

また、強風による被害防止のため外装材や屋外設備等の対策を講じ、開口部の耐風圧性能を確保するとともに、電気設備の保護等により設備機能の維持に配慮します。

2 安全確保

災害発生時及び災害の発生が予測される場合には、利用者及び従業員の人命の安全確保を最優先とし、状況に応じた適切な初動対応、避難判断及び避難誘導を行います。

地震発生時には、揺れの収束後に建物及び設備の状況を確認し、必要に応じて速やかに避難を開始するとともに、あらかじめ定めた避難経路により安全に誘導します。また、豪雨等の風水害時には、気象情報及び避難情報を踏まえた早期警戒を行い、浸水や土砂災害の危険性に応じて適切に避難を実施します。

なお、施設内に利用者や従業員が一定期間留まることも可能な防災備蓄を行います。

3 土砂災害対策施設の管理

定期的な目視点検や打音・触診により、施設内の堆積物の有無及び施設の老朽化、劣化、変状等の位置、範囲等を確認し、必要な対応を行うことで、施設の健全性の維持を図ります。

4 連携体制

災害等の発生時には、平常時に使用している火葬能力だけでは、火葬を行うことが困難になる可能性があることから、広域連携体制の確保が重要です。神奈川県では、「神奈川県広域火葬計画」に基づき、災害等の発生時において、主に県内の火葬場等を活用して広域的に火葬を行う際の枠組みが定められています。

本市においては、新斎場と既存斎場の市内2施設体制により、災害等の発生時においても円滑に連携できるよう、両施設の相互応援体制を整備します。

第11章 運営計画

1 新斎場における業務内容

新斎場の運営業務は、火葬業務を中心に、利用者受付、告別・炉前対応、収骨、待合、式場利用等の一連の業務により構成されるものであり、これらを適切に実施することにより、利用者の利便性の向上及び安定的な施設運営の確保を図ります。

2 斎場予約システム

現在、既存斎場の利用に際しては電話による予約受付を行っています。

新斎場においては、業務の円滑化及び利用者の利便性向上を図る観点から、供用開始にあわせて予約システムを導入することを検討します。

3 将来的な大規模改修

市の公共建築物については、建物を長期にわたり安全に利用するため、「相模原市一般公共建築物長寿命化計画（令和6年3月改訂）」に基づき、改修及び適切な維持管理を推進しています。新斎場においても、将来的に大規模改修の実施が想定されますが、その時期には火葬需要の増加が見込まれます。

このため、大規模改修にあたっては、通常運営への影響を最小限とする観点から、改修時期及び内容を十分に検討するとともに、火葬業務を継続しながらの改修となることも想定した施設配置や改修作業場所の確保について、設計段階で検討します。

なお、必要となることが見込まれる土地の確保については今後必要に応じて検討します。

4 冬期対策

津久井地域では、冬期において積雪が見込まれます。このため、積雪時においても利用者が安全に施設を利用できるよう、施設形状に配慮するとともに、除雪等の対策を講じます。また、降雪予報時には利用者に対し、適宜冬用タイヤの装着をお願いするなどの対応を行います。

5 害獣・害虫対策

津久井地域の山林では、イノシシやシカ、クマ等の野生動物の出没が確認されています。フェンスの設置等、利用者が安心して滞在できるような施設とします。

また、害虫についても同様に、発生の防止及び施設内への侵入防止を図るとともに、樹木の伐採・選定、草刈り、落ち葉かきなどを適切に実施します。

今年度実施している民間活力導入可能性調査の
結果を踏まえて記載予定

第13章 概算事業費

近年の類似事例等に基づき算出した本事業の概算事業費は、約 99.3 億円（税込）になります。

本試算は、現時点の概ねの事業規模を把握する目的の試算であり、今後の物価変動は見込んでいません。

また、具体の建築計画、仕様等は未定の部分もあることから、今後の検討にあわせ適宜精査していきます。

図表 55 概算事業費(R8年度時点)

費用区分	合計(税込) 【消費税 10%】
概算工事費	77.6 億円
設計・工事監理費	4.6 億円
その他調査等費	0.5 億円
関連施設整備費	16.6 億円
合計	99.3 億円

※用地取得費は除く。

※関連施設整備費は、関連道路整備費、土砂災害対策施設整備費、インフラ整備費を含む。

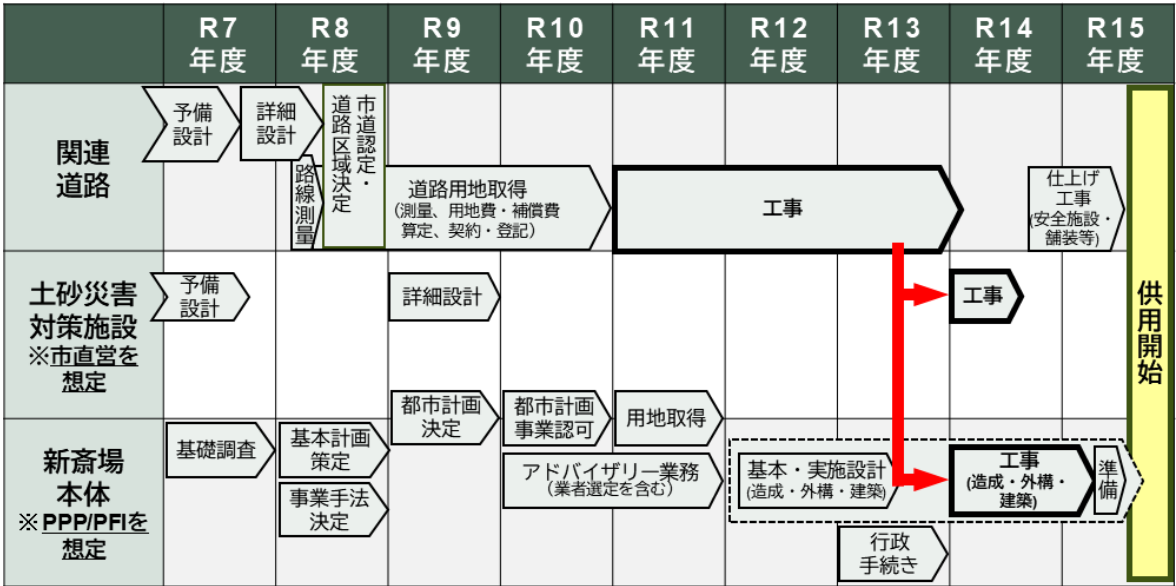
第14章 事業スケジュール

新斎場整備の事業スケジュールは、図表 56 に示すとおりです。今後は、関連道路の整備を進めた後、新斎場本体及び土砂災害対策施設の整備に着手し、令和 15 年度頃の供用開始を目指します。

なお、事業スケジュールについては、今後の検討状況や関係機関との協議結果等を踏まえ、適宜見直しを行います。

令和8年5月28日 新斎場整備推進本部会議時点の仮案を掲載
(事業スキームの決定後に確定版スケジュールを掲載)

図表 56 事業スケジュール



※本スケジュールは現時点での予定であり、今後の進捗により変更となる場合がある。

■巻末資料

本事業の実施にあたっては、以下に示す関係法令等をはじめ、関連する法令、条例、規則その他の基準等を遵守します。

① 法令

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)
- ・ 景観法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 森林法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 消防法

② 条例等

- ・ 相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例・施行規則
- ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- ・ 相模原市建築基準条例
- ・ 相模原市景観条例
- ・ 相模原市屋外広告物条例
- ・ 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例
- ・ 建築物温暖化対策計画書制度(CASBEE かながわ)
- ・ 相模原市開発事業基準条例
- ・ 雨水調整池設計基準
- ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例
- ・ 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例